

官報

号外

昭和二十四年十二月二日

○第六回 参議院會議錄第二十三号

昭和二十四年十二月一日(木曜日)午後一時三十分開議

議事日程第二十二号

昭和二十四年十二月一日

午後一時開議

第一 旧軍関係債権の処理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第二 復興金融庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第三 復興金融庫法に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第四 価格調整公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第五 私立学校法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第六 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第七 図書館運営委員長報告 (委員長報告)

第八 失業対策確立に関する請願 (委員長報告)

第九 土建労働に關し労働基準法特例設置等の請願 (委員長報告)

第一〇 貸金運轉および分割解除消對策に關する請願 (委員長報告)

第一 建設省職員中特殊作業従事職員に特殊勤務手当支給の請願 (委員長報告)

第二 國際無線通信士の待遇是正に關する請願 (委員長報告)

第三 佐賀県有田、東有田兩町官公吏の地域給引上げに關する請願 (委員長報告)

第四 鹿児島市宮電車軌道敷設費起債許可に關する請願 (委員長報告)

第五 警察法改正等に關する請願 (委員長報告)

第六 警察制度の改革強化に關する請願 (委員長報告)

第七 国会議員選挙執行費全額国庫負担に關する請願 (委員長報告)

第八 起債の大幅許可と償還期限延長等に關する請願 (委員長報告)

第九 住民税の賦課期日変更および賦課方法簡素化に關する請願 (委員長報告)

第二〇 法定外独立税中行爲税としての養育、税廢止に關する請願 (委員長報告)

第二一 需給調整規則により交付する登録費交付手数料免除等の請願 (委員長報告)

請願 (委員長報告)

第三二 府県に対する国庫支出金の算定基準適正の請願 (委員長報告)

第三三 接收土地家屋の地租、家屋税減免に關する請願 (委員長報告)

第三四 原始産業の事業税撤廃に關する請願 (委員長報告)

第三五 福井県三國町に簡易裁判所および区検察庁設置の請願 (委員長報告)

第三六 広島県吉田町に簡易裁判所設置の請願 (委員長報告)

第三七 岐阜県中津郡易裁判所に岐阜地方裁判所、家庭裁判所兩支部併置の請願 (委員長報告)

第三八 岐阜地方裁判所大垣支部を甲号支部に昇格等の請願 (委員長報告)

第三九 静岡市に東京高等裁判所支部設置の請願 (委員長報告)

第四〇 戸籍法中一部改正に關する請願 (委員長報告)

第四一 金十丸返還に關する請願 (委員長報告)

料率引下げに關する請願 (委員長報告)

第三四 超過供出に對する課税および泰國の二重課税撤廃の請願 (委員長報告)

第三五 所得税調査委員制度設定に關する請願 (委員長報告)

第三六 豪風雨被害者に對する税金減免の請願 (委員長報告)

第三七 国民金融公庫拡充に關する請願(二件) (委員長報告)

第三八 所得税の同居家族合算申告制廢止に關する請願 (委員長報告)

第三九 大阪市高遠鉄道工事促進に關する請願 (委員長報告)

第四〇 国民金融公庫宮崎支所設置に關する請願 (委員長報告)

第四一 福岡県添田町二又トンネル爆発、災者の救済更生に關する請願 (委員長報告)

第四二 織物消費税引下げによる交付金算定の請願 (委員長報告)

第四三 自動車産業に對する月賦販売資金融資の請願 (委員長報告)

第四四 六三制整備予算復活に關する請願 (委員長報告)

第四五 層法審議會設置に關する請願 (委員長報告)

第四六 六三制建築予算増額および定員定額制廢止に關する請願(四十件) (委員長報告)

第四七 六三制建築費国庫補助に關する請願(二件) (委員長報告)

第四八 義務教育費国庫負担法に伴う定員定額制廢止の請願(五件) (委員長報告)

第四九 科学研究等に必要経費の増額に關する請願 (委員長報告)

第五〇 旧大村海軍航空隊跡に國立学校設置の請願(二件) (委員長報告)

第五一 六三制建築予算増額に關する請願(三件) (委員長報告)

第五二 山口県下積雪地方の学生および教職員にゴム長靴を配給するの請願 (委員長報告)

第五三 福岡県宮崎競輪場建設に伴う史せき一部現状変更の請願 (委員長報告)

第五四 六三制教育予算増額に關する請願(八件) (委員長報告)

第五五 教員の定額引上げに關する請願 (委員長報告)

第五六 義務教育費の国庫負担金の配分に關する請願 (委員長報告)

第五七 六三制建築費国庫補助復活に關する請願(二件) (委員長報告)

第五八 私立戦災復興国庫貸付金復活に關する請願 (委員長報告)

第五九 六三制教育費国庫補助復活に關する請願 (委員長報告)

第六〇 新制中学校建築費国庫補助および起債の繰越成に關する請願 (委員長報告)

第六一 六三制教育予算復活に關する請願(二件) (委員長報告)

第六二 不良出版物、紙芝居等の取締勵行に關する請願 (委員長報告)

第六三 鹿児島県下の豪風雨による

る被害学校等の復旧工事費国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)

第六四 六・三制教育修繕予算復活および増額に関する請願 (委員長報告)

第六五 国宝殿島神社大鳥居修理費国庫補助に関する請願 (委員長報告)

第六六 奈良市に国立美術研究所設置の請願 (委員長報告)

第六七 姫路城の補修、保護施設費国庫補助に関する請願 (委員長報告)

第六八 大日本育英会奨学金に関する請願 (委員長報告)

第六九 六・三制教育予算増額等に関する請願 (委員長報告)

第七〇 国民健康保険に対する国庫補助増額等の請願 (委員長報告)

第七一 国民健康保険法中一部改正に関する請願 (三件) (委員長報告)

第七二 国民健康保険事業費全額国庫補助に関する請願 (三件) (委員長報告)

第七三 国民健康保険事業費国庫補助増額に関する請願 (委員長報告)

第七四 国民健康保険直営診療所施設費特別国庫補助増に関する請願 (委員長報告)

第七五 国民健康保険等の政府支拂促進に関する請願 (委員長報告)

第七六 国民健康保険事業費および保健施設費全額国庫補助に関する請願 (委員長報告)

第七七 国立療養所患者贈与算増額に関する請願 (委員長報告)

第七八 看護婦休養所設置に関する請願 (委員長報告)

第七九 国立看護教員養成所設置に関する請願 (委員長報告)

第八〇 助産婦等の業務用必需品配給に関する請願 (委員長報告)

第八一 助産婦等の再教育費国庫補助に関する請願 (委員長報告)

第八二 国立宮崎療養所再建に関する請願 (委員長報告)

第八三 櫻島、指宿、開聞、屋久島一帯を国立公園に指定の請願 (委員長報告)

第八四 妙高高原一帯を国立公園に指定の請願 (委員長報告)

第八五 上野公園不忍池埋立反対に関する請願 (委員長報告)

第八六 上野公園不忍池に野球場建設反対の請願 (委員長報告)

第八七 高知県須崎町の上水道増補改良工事費国庫補助等に関する請願 (委員長報告)

第八八 地方公共団体が公共施設として利用する普通国有財産を行政財産に変更するの請願 (委員長報告)

第八九 消費生活協同組合法改正に関する請願 (委員長報告)

第九〇 未亡人母子保護に関する請願 (委員長報告)

第九一 長期入院者に対する生活扶助基準引上げの請願 (委員長報告)

第九二 社会事業基本法制定等に関する請願 (委員長報告)

第九三 授産事業法制定に関する請願 (委員長報告)

第九四 傷い、者福祉法制定および予算増額に関する請願 (二件) (委員長報告)

第九五 身体障害者福祉法制定及び予算増額に関する請願 (九件) (委員長報告)

第九六 身体障害者福祉法制定に関する請願 (四件) (委員長報告)

第九七 身体障害者福祉法制定促進に関する請願 (委員長報告)

第九八 製めん機械取扱改正に関する請願 (委員長報告)

第九九 開拓行政の充実に拡大に関する請願 (委員長報告)

第一〇〇 奈良県十津川村開荒電化事業費国庫補助に関する請願 (委員長報告)

第一〇一 奈良県内稻熱病の被害対策に関する請願 (委員長報告)

第一〇二 奈良県十津川村花瀬地区開拓事業促進に関する請願 (委員長報告)

第一〇三 開拓者の新規入植継続実施等に関する請願 (委員長報告)

第一〇四 千葉県東葛飾利根遊水地区堤防工事等に関する請願 (委員長報告)

第一〇五 松炭の買上げ停止反対等に関する請願 (委員長報告)

第一〇六 開拓地の電気導入施設費国庫補助に関する請願 (委員長報告)

第一〇七 土地改良および災害耕地復旧事業費国庫補助復活に関する請願 (委員長報告)

第一〇八 児島湾第七区干拓事業促進に関する請願 (委員長報告)

第一〇九 富山県下の農村経済救済に関する請願 (委員長報告)

第一一〇 ヘスター台風による滋賀県下耕地災害の復旧費国庫補助に関する請願 (委員長報告)

第一一一 干拓農業に対する国庫補助の請願 (委員長報告)

第一一二 耐雪耐寒性げんげ種子増産施設確立に関する請願 (委員長報告)

第一一三 北海道てんさい耕作業振興に関する請願 (二件) (委員長報告)

第一一四 京都府横木島村巨椋池耕地整理組合排水場に排水ポンプ増設の請願 (委員長報告)

第一一五 食糧事務所出張所職員増員に関する請願 (委員長報告)

第一一六 福島県中野村地内のかんがい用水路工事施設に関する請願 (委員長報告)

第一一七 農業災害補償法改正に関する請願 (二件) (委員長報告)

第一一八 農業災害補償事業強化に関する請願 (委員長報告)

第一一九 土地改良事業費、災害復旧事業費国庫補助増額等に関する請願 (委員長報告)

第一二〇 香川県の農業水利改良事業費全額国庫補助に関する請願 (委員長報告)

第一二一 土地改良事業費、耕地災害復旧事業費国庫補助増額等に関する請願 (委員長報告)

第一二二 山梨県下の土地改良事業費、災害復旧事業費国庫補助増額等に関する請願 (委員長報告)

第一二三 山梨県下の耕地災害復旧事業費国庫補助復活に関する請願 (委員長報告)

第一二四 長崎県新御厨町宮郭公尾ため池築設工事促進に関する請願 (委員長報告)

第一二五 食糧管理費国庫補助ならびに農業調整委員会に対する補助金増額の請願 (委員長報告)

第一二六 主食の持込配給完全実施等に関する請願 (委員長報告)

第一二七 市営競馬存続に関する請願 (委員長報告)

第一二八 滋賀県下の耕地災害復旧費国庫補助に関する請願 (委員長報告)

第一二九 食糧事務所職員の整理反対に関する請願 (委員長報告)

第一三〇 鹿児島県昭和二十四年度農業計画変更に関する請願 (委員長報告)

第一三一 鹿児島県開墾事業の風水害予防に関する請願 (委員長報告)

第一三二 鹿児島県の耕地整理費国庫補助に関する請願 (委員長報告)

第一三三 鹿児島県北薩一帯を国営開拓地区に指定の請願 (委員長報告)

第一三四 出水干拓事業促進に関する請願 (委員長報告)

第一三五 福島県相馬郡内干拓地排水施設費国庫補助に関する請願 (委員長報告)

第一三六 災害耕地復旧事業費国庫補助復活に関する請願 (委員長報告)

- 第一三七 米の供出補正割当に關する請願 (委員長報告)
- 第一三八 農業共済団体事業費全額國庫補助に關する請願 (委員長報告)
- 第一三九 土地改良および災害耕地復旧事業費國庫補助復活に關する請願 (委員長報告)
- 第一四〇 供出さつまいもの全量政府買上げ等に關する請願 (委員長報告)
- 第一四一 主食供出に關し公約履行の請願 (委員長報告)
- 第一四二 主食作物の病虫害防除藥國庫補助に關する請願 (委員長報告)
- 第一四三 農地改革による売渡登記事務費國庫補助増額の請願 (委員長報告)
- 第一四四 落花生の統制解除促進に關する請願 (委員長報告)
- 第一四五 鴿戸沼干拓事業促進に關する請願 (委員長報告)
- 第一四六 土地改良事業費、災害耕地復旧事業費國庫補助増額に關する請願 (委員長報告)
- 第一四七 災害耕地復旧事業費國庫補助復活に關する請願 (委員長報告)
- 第一四八 一ノ谷沼干拓地の排水機場用水機設置費國庫補助に關する請願 (委員長報告)
- 第一四九 農地改革打切り反對に關する請願 (委員長報告)
- 第一五〇 國營宮崎競馬再開に關する請願 (委員長報告)
- 第一五一 山形県塩ヶ沢貯水池完成に關する請願 (委員長報告)
- 第一五二 樽石川防水ため池新設に關する請願 (委員長報告)
- 第一五三 丹生川防水ため池新設に關する請願 (委員長報告)
- 第一五四 東北飯山の銀業政策確立に關する請願 (委員長報告)
- 第一五五 中小企業に對する融資促進の請願 (委員長報告)
- 第一五六 天然ガス開発事業に對する融資の請願 (委員長報告)
- 第一五七 上樺太水力発電所建設工事促進に關する請願 (二件) (委員長報告)
- 第一五八 寒冷地に衣料等特配の請願 (委員長報告)
- 第一五九 広畑製鉄所早期再開促進に關する請願 (委員長報告)
- 第一六〇 自動車の輸出促進に關する請願 (委員長報告)
- 第一六一 小名浜海上保安署を保安部に昇格の請願 (委員長報告)
- 第一六二 郡山駅舎改築促進に關する請願 (委員長報告)
- 第一六三 次田駅北出口地下道掘さく工事促進に關する請願 (委員長報告)
- 第一六四 網代岬觀音島燈台新設に關する請願 (委員長報告)
- 第一六五 紀伊東線始発駅を松坂駅まで延長の請願 (委員長報告)
- 第一六六 郡山市に測候所設置の請願 (委員長報告)
- 第一六七 松阪港改修工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第一六八 塩釜港の第一種重要港灣認定等に關する請願 (委員長報告)
- 第一六九 横似、広尾兩駅間に鐵道敷設の請願 (委員長報告)
- 第一七〇 遠別、樂別兩駅間に鐵道敷設促進の請願 (二件) (委員長報告)
- 第一七一 國有鐵道用品購買制度改正に關する請願 (二件) (委員長報告)
- 第一七二 大越駅名の呼称訂正に關する請願 (委員長報告)
- 第一七三 野沢、萩野兩駅間に新駅設置の請願 (委員長報告)
- 第一七四 草野電氣鐵道株式會社營業線路縮小反對に關する請願 (委員長報告)
- 第一七五 陸中黒崎に燈台設置の請願 (委員長報告)
- 第一七六 湯の元駅に急行列車停車の請願 (委員長報告)
- 第一七七 久之浜駅に、線橋梁設置の請願 (委員長報告)
- 第一七八 板橋駅旅客ホーム改造に關する請願 (委員長報告)
- 第一七九 要田駅確認に關する請願 (委員長報告)
- 第一八〇 相生、西大寺兩駅間に鐵道敷設の請願 (委員長報告)
- 第一八一 中村、新地兩駅間に駒ヶ嶺駅設置の請願 (委員長報告)
- 第一八二 大垣駅、樽見間鐵道敷設に關する請願 (委員長報告)
- 第一八三 福岡県脇田、中久原間に國營バス運輸開始の請願 (委員長報告)
- 第一八四 朱鞠内、羽幌兩駅間に鐵道敷設の請願 (委員長報告)
- 第一八五 大橋、足ヶ瀬兩駅間に上有住駅設置の請願 (委員長報告)
- 第一八六 岐阜駅改築工事促進に關する請願 (委員長報告)
- 第一八七 北陸線増設工事完成に關する請願 (委員長報告)
- 第一八八 浜松、米原兩駅間および米原、姫路兩駅間鐵道電化促進に關する請願 (委員長報告)
- 第一八九 機帆燃料割当増加等に關する請願 (委員長報告)
- 第一九〇 堺港臨港線完成促進に關する請願 (委員長報告)
- 第一九一 觀光事業振興緊急対策に關する請願 (委員長報告)
- 第一九二 陶磁器の貨物運賃通算制実施に關する請願 (委員長報告)
- 第一九三 酒田港の國有鐵道用石炭陸上發送切替に關する請願 (委員長報告)
- 第一九四 奈良県大淀町下湖郵便局の昇格等に關する請願 (委員長報告)
- 第一九五 広島県大林村に簡易郵便局設置の請願 (委員長報告)
- 第一九六 大阪市此花区に二等郵便局設置の請願 (委員長報告)
- 第一九七 須賀川町有須賀川郵便局舎等の敷地買上げに關する請願 (委員長報告)
- 第一九八 福島県大里村に無集配郵便局新設の請願 (委員長報告)
- 第一九九 福島県塩根町菅谷に無集配特定郵便局新設の請願 (委員長報告)
- 第二〇〇 新庄市金沢に郵便局設置の請願 (委員長報告)
- 第二〇一 南海大地震に伴う地盤沈下および隆起対策事業費國庫補助の請願 (委員長報告)
- 第二〇二 龜崎、高浜町間に衣ヶ浦橋架設の請願 (委員長報告)
- 第二〇三 旭川改修合同用水西工事費國庫補助増額等に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇四 接収土地家屋借上料増額に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇五 滋賀県愛知川綜合開発に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇六 女鳥羽川附近の治山治水対策に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇七 宮崎県の治山治水事業費國庫補助に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇八 宮崎県の災害復旧事業費全額國庫補助に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇九 和歌山県の災害復旧事業費國庫補助に關する請願 (委員長報告)
- 第二一〇 澗川治水事業促進に關する請願 (委員長報告)
- 第二一一 四國中央産業道路改修に關する請願 (委員長報告)
- 第二一二 広島県下の砂防事業促進に關する請願 (委員長報告)
- 第二一三 東京都西部地区各川改修工業施行に關する請願 (委員長報告)
- 第二一四 キタイ台風による東京都葛飾区災害復旧費國庫補助に關する請願 (委員長報告)
- 第二一五 山形県最上地域総合開発促進に關する請願 (委員長報告)
- 第二一六 千曲、犀川兩川の根本的

港水工事施行に関する請願

(委員長報告)

第二一七 愛媛県西條、高知市

間連絡道路改修促進に関する請願 (委員長報告)

第二一八 冷凍水産物の検査に關する請願 (委員長報告)

第二一九 茂生港船入主修築に關する請願 (委員長報告)

第二二〇 漁業金融に関する請願 (委員長報告)

第二二一 まき網漁業許可方針確立に関する請願 (委員長報告)

第二二二 魚族資源の維持培養に關する請願 (委員長報告)

第二二三 漁船法および漁船船員法制定に関する請願 (委員長報告)

第二二四 さんま漁解禁日變更に関する請願 (委員長報告)

第二二五 根白漁港修築工事促進に関する請願 (委員長報告)

第二二六 磯崎漁港修築に関する請願 (委員長報告)

第二二七 田老漁港修築に関する請願 (委員長報告)

第二二八 岩手県下の漁港、船たまり、船場修築国庫補助等に関する請願 (委員長報告)

第二二九 瀬崎漁港施設災害復旧に関する請願 (委員長報告)

第三〇〇 小濱港船場施設工事促進に関する請願 (委員長報告)

第三〇一 岩手県崎浜の防波堤延長および物揚場築設に関する請願 (委員長報告)

第三〇二 吉里吉里漁港修築工事継続に関する請願 (委員長報告)

第三三三 太田名部港船たまり工事継続に関する請願

(委員長報告)

第三三四 野田港に漁港および避難港の施設実施の請願 (委員長報告)

第三三五 水産業協同組合法の改正に関する請願 (委員長報告)

第三三六 失業救済事業実施に関する請願 (委員長報告)

第三三七 官公吏勤務地手当支給区域より島根県除外反対の陳情 (委員長報告)

第三三八 復興都市計画事業の地元負担金起債認可に関する陳情 (委員長報告)

第三三九 自治体消防機構強化および経費国庫補助に関する陳情 (委員長報告)

第三四〇 飲食営業臨時規正法の一部改正に関する陳情 (委員長報告)

第三四一 住民登録法制定に関する陳情 (委員長報告)

第三四二 職業都市の火災保険料率變更に関する陳情 (委員長報告)

第三四三 六・三制建築予算増額および定員定額制廃止に関する陳情(三件) (委員長報告)

第三四四 新制中学校建築費国庫補助復活に関する陳情 (委員長報告)

第三四五 国民健康保険法中一部改正に関する陳情(一件) (委員長報告)

第三四六 広島県の治山事業費国庫補助増額に関する陳情 (委員長報告)

第二四七 農用造林費国庫補助に関する陳情

(委員長報告)

第二四八 農地委員会経費全額国庫補助に関する陳情 (委員長報告)

第二四九 福島県井田川浦干拓耕地災害復旧事業費等国庫補助に関する陳情 (委員長報告)

第二五〇 早期供出奨励金制度改正等に関する陳情 (委員長報告)

第二五一 甘し、沖繩百号の二等格上げに関する陳情 (委員長報告)

第二五二 そば、あずき等の統制撤廃に関する陳情 (委員長報告)

第二五三 上水道供給電力割当制度改正に関する陳情 (委員長報告)

第二五四 度量衡法中一部改正に関する陳情 (委員長報告)

第二五五 松尾鉾山鉾毒対策費国庫補助に関する陳情 (委員長報告)

第二五六 中小企業金融難打開に関する陳情 (委員長報告)

第二五七 山形、北山形両駅間府県道大曾根街道山形停車場踏切に、橋樑架設の陳情 (委員長報告)

第二五八 多治見、名古屋両駅間鉄道電化に関する陳情 (委員長報告)

第二五九 宮津港修築に関する陳情 (委員長報告)

第二六〇 浜原、備後十日市両駅間鉄道敷設予定路線中一部變更等に関する陳情 (委員長報告)

第二六一 小野田市内道路補装補修工事等に関する陳情 (委員長報告)

第二六二 府県道大田小野田線中御歌堂とつげ改修工事施行に関する陳情 (委員長報告)

第二六三 府県道小郡吉部線改修工事促進に関する陳情 (委員長報告)

第二六四 府県道俵山古市停車場線改修工事継続に関する陳情 (委員長報告)

第二六五 下関市内道路補装補修工事等に関する陳情 (委員長報告)

第二六六 名古屋、新潟市間国道改修工事施行に関する陳情 (委員長報告)

第二六七 田手川改修工事施行に関する陳情 (委員長報告)

第二六八 嘉瀬川改修工事施行に関する陳情 (委員長報告)

第二六九 城原川改修工事施行に関する陳情 (委員長報告)

第二七〇 文教地区整備に関する陳情 (委員長報告)

第二七一 水産業協同組合法中一部改正等に関する陳情 (委員長報告)

○議長(佐藤寅次郎) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る十一月三十日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

身体障害者福祉法案

厚生委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

復興金融庫法の一部を改正する法律案

復興金融庫法に対する政府出資等に關する法律の一部を改正する法律案

旧軍関係債権の処理に関する法律案

大蔵委員会に付託

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

郵便物運送委託法案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

日本通運株式会社法を廃止する法律案

通運事業法案

日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社施設の処理等に関する法律案

復興金融庫法の一部を改正する法律案

(委員長報告)

第二六二 府県道大田小野田線中御歌堂とつげ改修工事施行に関する陳情 (委員長報告)

第二六三 府県道小郡吉部線改修工事促進に関する陳情 (委員長報告)

第二六四 府県道俵山古市停車場線改修工事継続に関する陳情 (委員長報告)

第二六五 下関市内道路補装補修工事等に関する陳情 (委員長報告)

第二六六 名古屋、新潟市間国道改修工事施行に関する陳情 (委員長報告)

第二六七 田手川改修工事施行に関する陳情 (委員長報告)

第二六八 嘉瀬川改修工事施行に関する陳情 (委員長報告)

第二六九 城原川改修工事施行に関する陳情 (委員長報告)

第二七〇 文教地区整備に関する陳情 (委員長報告)

第二七一 水産業協同組合法中一部改正等に関する陳情 (委員長報告)

○議長(佐藤寅次郎) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る十一月三十日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

身体障害者福祉法案

厚生委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

復興金融庫法の一部を改正する法律案

復興金融庫法に対する政府出資等に關する法律の一部を改正する法律案

旧軍関係債権の処理に関する法律案

大蔵委員会に付託

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

郵便物運送委託法案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

日本通運株式会社法を廃止する法律案

通運事業法案

日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社施設の処理等に関する法律案

復興金融庫法の一部を改正する法律案

復興金融庫法に対する政府出資等に關する法律の一部を改正する法律案

旧軍関係債権の処理に関する法律案

大蔵委員会に付託

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

郵便物運送委託法案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

日本通運株式会社法を廃止する法律案

通運事業法案

日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社施設の処理等に関する法律案

復興金融庫法の一部を改正する法律案

復興金融庫法に対する政府出資等に關する法律の一部を改正する法律案

旧軍関係債権の処理に関する法律案

大蔵委員会に付託

外国為替及び外国貿易管理法
外国為替管理委員会設置法
郵便物運送委託法

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律
同日議長は、内閣総理大臣、外務大臣及び厚生大臣宛左の決議を送付した。
在外同胞引揚促進に関する決議
同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 岩本 月洲君
文部委員 高良 とみ君
労働委員 竹下 豊次君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 竹下 豊次君
文部委員 岩本 月洲君
労働委員 高良 とみ君
同日日本院は、国会の会期を十二月三日まで三日間延長することを議決し、即日その旨を衆議院及び内閣に通知した。

同日衆議院から同院は国会の会期を十二月一日から三日まで三日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。
去る十一月二十六日議員橋上保君死去されたので同月二十九日弔詞を贈った。
去る十一月三十日委員長から左の報告書を出した。

価格調整法の一部を改正する法律案可決報告書
私立学校法案可決報告書

労働委員会設置法審査報告書第三号
労働委員会設置法特別報告第三号
厚生委員会審査報告書第五号
厚生委員会審査特別報告第六号
懲罰制度及びその執行等に関する調査報告書

官報号外 昭和二十四年十二月二日

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案可決報告書
復興金融庫法の一部を改正する法律案可決報告書

復興金融庫法に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
旧軍関係債権の処理に関する法律案可決報告書

○議長(佐藤尚武君) これより本日の会議を開きます。

この際、日程第一、旧軍関係債権の処理に関する法律案、日程第二、復興金融庫法の一部を改正する法律案、日程第三、復興金融庫法に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長(櫻内辰雄君)。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

旧軍関係債権の処理に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年十一月三十日

衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武

参議院議長佐藤尚武殿
(小字及び一は衆議院修正)
旧軍関係債権の処理に関する法律案

旧軍関係債権の処理に関する法律
(納付期限の延期、分割納付及び繰上げ徴収)

第一條 この法律施行の際現に存する旧陸軍省、海軍省及び軍需省に係る○国の債権(以下旧軍関係債権)という。で、その債権者の資力の状況により直ちに当該債権に係る収入金を納付させることが著しく困難であるものについては、主務大臣は、收納上有利であると認められる場合に限り、三年をこえない期限をもつて、その納付期限を延期し、又は適宜分割して納付させる特約をすることができ、

一 法令により前金納付又は繰上げ徴収をなしたもので過拂となつた金額の返還請求権
二 前項の代金請求権
三 前項の代金請求権
四 その他第三号に掲げる債権に準する債権

2 前項の規定により納付期限を延期し、又は分割して納付させる特約をする場合には、確実な担保を提供させ、及び大蔵大臣の定める利息を附さなければならぬ。但し、同一人に対する旧軍関係債権の総額が一万円以下の場合には、担保の提供を免除することができ、

3 第一項の規定により分割して納付させる特約をした場合において、債務者がその分納金を滞納したときは、主務大臣は、その債務総額の繰上げ徴収をすることができ、

(裁判所の和解又は調停における調歩)
第二條 旧軍関係債権について裁判所(調停委員会を含む。以下本條において同じ。)が和解又は調停をする場合においては、法務総裁又はその指定する職員は、裁判所の勧告に基いて、前條の規定にかかわらず、特別の調歩をすることができ、

(債務の免除)
第三條 主務大臣は、旧軍関係債権に係る収入金について第六條第一項の規定による督促があつた日から五年を経過した場合において、その債務者の住所又は居所が不明のため当該収入金の徴収を不可能と認めるときは、その債務を免除することができ、

2 前項の規定による債務の免除の通知は、官報に公告してすることができ、この場合においては、その通知は、官報に公告した日から二週間を経過した時において債務者に到達したものとみなす。
(公告による納入の告知)
第四條 主務大臣又はその委任を受けた職員は、旧軍関係債権の債務者の住所又は居所が不明の場合には、公告をもつて当該債権に係る収入金の納入の告知をすることができ、

2 前條第二項の規定は、前項の公告に準用する。
(債権の確定)
第五條 旧軍関係債権について、債務者から書面による債務の承認があつたときは、その債権は、確定したものとし、主務大臣又はその

委任を受けた職員は、第六條及び第七條の規定によつてこれを処理することができる。

2 主務大臣又はその委任を受けた職員は、前項の債務の承認があつた場合を除く外、旧軍関係債権の債務者に対し、債務の金額その他その内容を記載した催告書をもつて、その債務を承認するか否かを一定の期間内に述べべき旨を催告しなければならぬ。但し、その期間に一月を下することはできない。

3 主務大臣又はその委任を受けた職員は、債務者の住所又は居所が不明の場合には、公告をもつて前項の催告をすることができ、

4 第三條第二項の規定は、前項の公告に準用する。

5 債務者が第二項に規定する期間内に書面により異議を述べなかつたときは、第一項の債務の承認をしたものとみなす。
(督促)
第六條 前條の規定により確定した債権に係る収入金について債務者が納付期限を過ぎなお完納しない場合には、主務大臣又はその委任を受けた職員は、督促状をもつて、その指定する期限内に納付すべき旨を督促しなければならぬ。

2 前項の督促状には、同項の期限内に完納しないときは、この法律に基いて徴収の処分をする旨を記載しなければならぬ。

3 第一項の規定により督促をした場合には、督促手数料として十円

を徴収する。

4 主務大臣又はその委任を受けた職員は、債務者の住所又は居所が不明の場合には、公告をもつて第一項の督促をすることが出来る。

5 第三條第二項の規定は、前項の公告に準用する。

(徴収処分)

第七條 債務者が前條第一項の規定による督促を受け、同項の期限内に完納しないときは、主務大臣又はその委任を受けた職員は、部下の職員をして国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第三章(滞納処分)第十三條、第十九條及び第二十八條を除く。)に規定する手続に準じて当該債権に係る収入金の徴収の処分をさせることが出来る。この場合において、同法中「收税官吏」とあるのは「当該職員」と、「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と、「税金」とあるのは「収入金利息を含む。」と、同法第二十六條中「税務ニ関スル官吏、公吏、雇員」とあるのは「旧軍関係債権に係る収入金の徴収の処分に従事する職員」と読み替へるものとす。

2 前項の規定は、旧軍関係債権について、他の債権に優先する弁済順位を認めるものではなく、又、破産法(大正十一年法律第七十一号)第四十七條(財団債権の範圍)、第七十一條第一項(滞納処分に対する破産宣告の効力)その他国税徴収若しくは国税滞納処分の例によつて徴収することが出来る債権又は国税徴収の例による滞納処分

に關して特別の取扱を規定する他の法令の規定の適用を認めるものでもない。

3 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百八十三條、和議法(大正十一年法律第七十二号)第四十條その他他の法令中強制執行の禁止、中止若しくは停止又はその効力の消滅に關する規定がある場合には、第一項の徴収の処分は、強制執行とみなして、当該規定を適用する。

4 第一項の規定により徴収の処分をする場合における物件の売却代金その他の処分金に対する他の債権者の配当要求及び当該処分金の配当に關する手続については、強制執行の場合の手続に準じて政令で定める。

5 旧軍関係債権中第五條第三項及び第五項の規定により確定したものに對しては、その債務者の住所又は居所が不明である間、第一項の規定は、適用しないことができる。但し、この法律の規定による徴収処分を免れる目的をもつてその住所又は居所を不明にしたものについては、この限りでない。

(異議の訴)

第八條 債務者は、第五條の規定にかかわらず、同條の規定により確定した債権について、国を被告として異議の訴を提出することが出来る。

2 前項の訴は、第五條に規定する債務の承認に關する事務を処理した職員に所屬する行政機關の所在地の地方裁判所の管轄とする。

3 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第五百四十五條第三項、第五百四十七條第一項から第

三項まで及び第五百四十八條の規定(請求異議の訴)は、第一項の訴に準用する。この場合において、同法第五百四十七條第一項及び第二項中「強制執行」とあるのは、「旧軍関係債権に係る収入金の徴収の処分」と読み替へるものとす。

(適用除外)

第九條 前四條の規定は、執行力のある債務名義を有する旧軍関係債権については、適用しない。

(他の法令との關係)

第十條 この法律の規定は、閉鎖機關令(昭和二十二年勅令第七十四号)その他他の法令中債務の弁済その他債権を消滅させる行為を制限し、又は禁止する旨の規定がある場合には、当該規定の適用を妨げるものではない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

(審査報告書は都合により最終号附録に掲載)

復興金融庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年十一月三十日

衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿

復興金融庫法の一部を改正する法律案

復興金融庫法の一部を改正する法律案

復興金融庫法(昭和二十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三條中「千四百五十億圓」を「千二百億圓」に改め、同條に次の但書を加える。

但し、復興金融庫が復興金融庫に對する政府出資等に關する法律(昭和二十四年法律第百十四号)第三條の規定により回收金を國庫に納付した場合には、復興金融庫は、当該回收金を納付した年度の末日において、その納付した金額(当該金額に一億圓未満の金額があるときは、その金額を切り捨てた金額)に相當する金額の減資を行うものとする。

第四條第一項中「千四百五十億圓」を復興金融庫の資本金の全額に改める。

附則

この法律は、復興金融庫の昭和二十四年度の決算の時から施行する。

(審査報告書は都合により最終号附録に掲載)

復興金融庫に對する政府出資等に關する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年十一月三十日

衆議院議長 幣原喜重郎
参議院議長 佐藤尚武殿

復興金融庫に對する政府出資等に關する法律の一部を改正する法律案

復興金融庫に對する政府出資等に關する法律の一部を改正する法律

復興金融庫に對する政府出資等に關する法律(昭和二十四年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項を削り、同條の次に次の二條を加える。

(復興金融庫の回收金の國庫納付)

第三條 復興金融庫は、その融通した資金で毎事業年度において回收したものの金額から復興金融債券の償還に要する経費、債務の保証の履行に要する経費及びその債権を保全するために必要な経費で政令で定めるものに充當した金額を控除した金額を当該回收金の生じた年度において國庫に納付しなければならない。但し、昭和二十四年度に限り、納付に關する支出予算額が当該納付額に對し不足するときは、その不足額は、翌年度において納付するものとする。

(復興金融庫の國庫納付金の計算及び納付手続)

第四條 前二條の規定による國庫納付金の計算及び納付の手続については、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

(櫻内辰郎君登壇、拍手)

○櫻内辰郎君 只今議題となりました

旧軍関係債権の処理に関する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず提案理由並びに内容について申し上げます。旧陸軍省、海軍省及び軍需省にかかると徴収の債権を迅速に徴収整理いたす必要上から本法律案を制定したと云うのであります。この債権を発生の原因により分類いたしますと、一、戦争中の物品の製造等の契約

について、終戦による契約解除のため生じた前金拂及び概算拂金額の返還請求権に基く債権、二、戦争中及び戦争後拂下げた軍需品の代金請求に基く債権、三、以上各号の契約に基く誤拂による返還請求権に基く債権等でありまして、以上の原因に基いて生じた債権の金額は、政府の計算によれば、現在約十六億四千万円、件数にいたしましては約八千八百件あるものであります。これらの未徴収の債権中には、債務者が特別経理会社又は閉鎖機関に指定され、債務の弁済が制限又は禁止されているものが多額に上り、又その他の債権についても終戦後の変動により、債務者の住所、居所不明等の障害があり、極力徴収に努めているにも拘わらず、その処理が思うように進行しない次第であります。閉鎖機関又は特別経理会社に指定中のもの等は、それら

当該法令により処理する外はないのであります。かかる制限のない場合に付きまして、その徴収方法について延納、分納、免除等を認めると共に、国税滞納処分の手続に準ずる徴収の処分ができることとし、以て迅速なる徴収と整理の進捗を図ることとしたのであります。

さて本案は衆議院において修正送付されたのであります。その修正の第一点は、第一條第一項における旧軍需省にかかると債権の範囲を明確に規定したこと、第二点は、同條第二項中大蔵大臣が定める金利の基準を明確にしたこと、第三点は、第七條に一項を加え、債務者の住所、居所不明の場合における等の措置を明確にしたことであります。

本案は十月二十九日より十一月三十日まで慎重に審議し、各委員より熱心なる質疑がありましたが、その詳細は速記録により御承知を願います。かくて十一月三十日質疑を終局し、討論、採決の結果、全会一致を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に復興金融庫法の一部を改正する法律案の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず本改正案の提案理由及び内容について申し上げます。改正の第一点は、復興金融庫審議会の去る十月七日の決定により、復興金融庫は嗣後新規業務を一切停止することとなり、これに伴つて不要となる未拂込資本金が昭和二十五年三月末現在で約二百五十億円の現在の資本金一千四百五十億円から二百五十億円を減資して千二百億円とするにいたしたのであります。改正の第二点は、復興金融庫は本年度予算からその剰余金を国庫に納付することになつておるのでござい

ますが、補正予算からは融資の回収金も国庫に納付しなければならぬこととなり、従つてこの回収金を国庫に納付した場合には、その相当額を減資する必要が生じたのであります。

さて本案は十一月二十五日より十一月三十日まで慎重に審議し、各委員より熱心なる質疑がありましたが、詳細は速記録により御承知を願います。かくて十一月三十日質疑を終局し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に復興金融庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず提案の理由並びに内容について申し上げます。本改正案の第一点は、復興金融庫に對する政府出資等に関する法律第二條の規定により、毎事業年度における剰余金はこれを国庫に納付することになつてゐるが、今回復興金融庫法第十七條第二項の規定に基く復興金融庫審議会の決議によつて、本年十月以降は新たに資金の融通、債務の引受又は保証を行わず、單に従前の保証、債務の履行及び債権の保全にかかると振替貸付のみを行い得ることとなりました関係上、今後各事業年度において回収いたしました元金は、当該年度における復興金融庫債券の償還に要する経費、本金庫において従前引受けた保証債務の履行に要する経費及び本金庫に属する債権の保全に要する経費に充当し、その剰余金を国庫に納付させることとしたとして、これは剰余金の国庫納付とは別に国庫に納付させることを規定したのであります。第二

点は、右の改正による昭和二十四年度における国庫納付額は五十億円の増加が予定され、昭和二十四年度一般会計予算補正(第一号)及び昭和二十四年度政府関係機関予算補正(機第一号)において、これに関する措置を講じたのであります。右の五十億円を超過する可能性のあるので、その予算額を超過する額につきましては翌年度において納付し得るよう規定したのであります。

本案は十一月二十五日より十一月三十日まで慎重に審議し、各委員より熱心なる質疑がありましたが、詳細は速記録により御承知を願います。かくて十一月三十日質疑を終局し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。先ず旧軍関係債権の処理に関する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者多数)

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に復興金融庫法の一部を改正する法律案及び復興金融庫に對する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案全部の問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(議員起立)

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第四、價格調整公団法の一部を改正する法律案

價格調整公団法の一部を改正する法律案

價格調整公団法の一部を改正する法律案

價格調整公団法の一部を改正する法律案

價格調整公団法の一部を改正する法律案

價格調整公団法の一部を改正する法律案

價格調整公団法の一部を改正する法律案

〔起立者多数〕
○議長（佐藤尚武君） 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。

第五章 罰則（第六十六條・第六十七條）

大學を設置する學校法人及び私立大學以外の私立學校と私立大學とをあわせ設置する學校法人について

第七條 都道府県知事は、この章に規定するもののほか、私立大学以

○議長(佐藤鈞武君) 日程第五、私立
学校法案(内閣提出、衆議院送付)を議
題といたします。先ず委員長の報告を
求めます。文部委員長田中耕太郎君。
〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、私立学校の特
性にかんがみ、その自主性を重ん
じ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図る
ことを目的とする。

ては文部大臣とする。

第二章 私立学校に関する教育行政

(所轄庁の権限)

第五條 所轄庁は、私立学校について学校教育法第四條及び第七條の規定にかかわらず、私立学校にに基づき私立学校について有する権限を行使する。

外の私立学校に關して、左の事務
を行う。

一 教育職員免許法（昭和二十四
年法律第四百七号）及び教育
職員免許法施行法（昭和二十四
年法律第四百八号）の規定に

私立学校法案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

第二條 私立学校に關する教育行政及び学校法人については、法律に別段の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

限は、左の各号に掲げるものとす
る。

一 私立学校の設置廃止（高等学
校の通常の課程、夜間において
授業を行う課程及び特別の時期

基いて行ふ校長、園長及び教員の免許状に關する事務

二 学校教育法の規定に基き文部大臣の定める基準に従つて行ふ教科用圖書の檢定

昭和二十四年十一月二十八日
衆議院議長 幣原喜重郎
參議院議長 佐藤尚武殿
（小及及びは 衆議院修正）
私立学校法案
私立学校法

第三條 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一條に規定する学校をいう。

及、び時間において授業を行う課程、大学の学部及び大学院、盲学校、ろう学校及び養護学校の小学校部、中学部、高等部及び幼稚園部の設置廃止並びに学校教育法第四十五條（同法第七十條及

第八條 都道府県知事は、私立大学以外の私立学校について、第五條各号に掲げる事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会（私立学校審議会又は私立大学審議会）の意見と聞くこととなつた。

目次

第一章 總則（第一條—第四條）

第二章 私立學校に關する教育行政（第五條—第二十四條）

第三章 學校法人

第一節 通則（第二十五條—第二十九條）

第二節 設立（第三十條—第三十三條）

に規定する各種学校をいう。

この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところによ

ひ第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による通信教育の開廢停止を含む。）及び設置者の変更の認可を行うこと。

二 私立学校が、法令の規定に違反したとき、法令の規定に基く所轄庁の命令に違反したとき、又は六月以上授業を行わなかつ

2 文部大臣は、私立大学について、第五條各号に掲げる事項（学校教育法第六十條第一項の規定により大学設置審議会に諮問すべき事項を除く。）を行う場合においては、あらかじめ、私立大学審議会

第三節 管理（第三十五條—第四十九條）

三三條 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

たとき、その閉鎖を命ずること。

の意見を聞かなければならない。

(私立学校審議会)

第九條 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議

第四節 解散（第五十條・第五十一條）
第十五條

第五節 助成及び監督（第五十二條・第五十三條）
九條・第六十三條

第四章 雜則（第六十四條・第六十五條）
十五條

第四條 この法律中所轄庁とあるのは、私立大学以外の私立学校及びこれを設置する学校法人については都道府県知事、私立大学、私立

(報告書の提出)
第六條 所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に關し必要な報告書の提出を求めることができる。

2 私立学校審議会は、私立大学以外の私立学校及び私立各種学校に關する重要事項について、都道府

県知事に建議することができる。
(委員)

第十條 私立学校審議會は、十人以上二十人以上において都道府県知事の定める員数の委員をもつて、組織する。

二 委員は、左の各号に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命する。

一 当該都道府県の区域内にある私立の小学校、中学校若しくは高等学校の校長、私立幼稚園の園長、これらの学校の教員又はこれらの学校を設置する学校法人の理事

二 学識経験のある者

三 都道府県知事は、前項第二号に規定する者のうちから任命される委員の数が同項第一号に規定する者のうちから任命される委員の数の三分の一以内になるように、それぞれの定数を定めなければならない。

四 都道府県知事は、第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員の定数のうちの一を、同号の規定にかかわらず、当該都道府県の区域内にある私立の盲学校、ろう学校、養護学校若しくは各種学校の校長若しくは教員又はこれらの学校を設置する学校法人若しくは第六十四條第四項の法人の理事のうちから任命することができる。

五 第二項第一号又は前項に規定する者のうちから任命される委員のうち、校長若しくは園長又は教員である理事以外の理事のうちから

任命される委員の数は、第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員の定数の半数以内とする。

(委員候補者の推薦)

第十一條 都道府県知事は、前條第二項第一号に規定する者のうちから委員を任命する場合において、当該都道府県の区域内にある私立大学以外の私立学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体で、これらの私立学校の総数の三分の二以上をもつて組織されるものがあるときは、当該団体の推薦する候補者のうちから当該委員を任命しなければならない。但し、当該団体は、その団体を組織するこれらの私立学校に在籍する児童、生徒及び幼児の数が当該都道府県の区域内にあるこれらの私立学校に在籍する児童、生徒及び幼児の総数の三分の二をこえるものでなければならない。

二 前項の規定により同項の団体が推薦する候補者の数は、前條第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員の定数の一倍半以上とする。

三 都道府県知事は、一月を下らない期間を定めて、その期間内に第一項に規定する候補者を推薦することを同項の団体に對して求めるものとする。但し、当該期間内に推薦がないときは、第一項の規定にかかわらず、職権をもつて委員を任命することができる。

四 第一項の規定に該当する私立学校の団体が二以上あるときは、これを組織する私立学校が最多数である団体に対して委員の候補者の推薦を求めるものとする。

五 前項の規定に該当する私立学校の団体が二以上あるときは、これらの団体に對してそれぞれ第二項に規定する員数の候補者の推薦を求めるものとする。

六 前五項の規定は、前條第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員に欠員を生じた場合における補充委員の候補者の推薦に對して準用する。此の場合において、第二項中「委員の定数」とあるのは、「補充委員の数」と読み替えるものとする。

(委員の任期)
第十二條 私立学校審議會の委員の任期は、四年とする。但し、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

二 委員は、再任されることができる。

(会長)
第十三條 私立学校審議會に、会長を置く。

二 会長は、委員が互選した者について、都道府県知事が任命する。

三 会長は、私立学校審議會の会務を総理する。

(議事參與の制限)

第十五條 私立学校審議會の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一人以上に関する事件又は自己の關係する学校、各種学校、学校法人若しくは第六十四條第四項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることはできない。但し、會議に出席し、發言することを妨げない。

(委員の費用弁償)
第十六條 私立学校審議會の委員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

二 前項の費用は、都道府県の負担とする。

三 費用弁償の額及びその支給方法は、都道府県の條例で定めなければならない。

(運営の細目)
第十七條 この法律に規定するものを除くほか、私立学校審議會の議事の手続その他その運営に關し必要な事項は、都道府県知事の承認を経て、私立学校審議會が定める。

(私立大学審議會)
第十八條 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、文部省に、私立大学審議會を置く。

二 私立大学審議會は、私立大学に關する重要事項について、文部大臣に建議することができる。

(委員)
第十九條 私立大学審議會は、二十人の委員をもつて、組織する。

うちから、文部大臣が任命する。

一 私立大学の学長若しくは教員又は私立大学を設置する学校法人の理事

二 学識経験のある者

三 文部大臣は、前項第二号に規定する者のうちから任命される委員の数が同項第一号に規定する者のうちから任命される委員の数の三分の一以内になるように、それぞれの定数を定めなければならない。

四 第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員のうち、学長又は教員である理事以外の理事のうちから任命される委員の数は、同号に規定する者のうちから任命される委員の定数の半数以内とする。

(委員候補者の推薦)

第二十條 文部大臣は、前條第二項第一号に規定する者のうちから委員を任命する場合において、私立大学の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体で、私立大学の総数の三分の二以上をもつて組織されるものがあるときは、当該団体の推薦する候補者のうちから当該委員を任命しなければならない。但し、当該団体は、その団体を組織する私立大学に在籍する学生の数が私立大学に在籍する学生の総数の三分の二をこえるものでなければならない。

二 第十一條第二項から第六項までの規定は、私立大学審議會の委員の候補者の推薦について準用する。

この場合において、同條第三項中

- 三 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した結果不整の点のあることを発見したとき、これを所轄庁又は評議員会に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- 五 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事に意見を述べること。
- (役員を選任)
- 第三十八條 理事となる者は、左の各号に掲げる者とする。
- 一 当該学校法人の設置する私立学校の校長(学長及び園長を含む。以下同じ。)
- 二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者(寄附行為をもつて定められた者を含む。以下本項及び第四十四條第一項において同じ。)
- 三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 2 学校法人が私立学校を二以上設置する場合には、前項第一号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、一人又は数人を理事とすることができ。
- 3 第一項第一号及び第二号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 4 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人をこえて含まれることになつてはならない。
- 5 学校教育法第九條(校長及び教員の欠格事由)の規定は、役員に準用する。
- (役員を兼職禁止)
- 第三十九條 監事は、理事又は学校法人の職員(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。){兼ねてはならない。
- (役員を補充)
- 第四十條 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならぬ。
- (評議員会)
- 第四十一條 学校法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもつて、組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 評議員会に、議長を置く。
- 5 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から會議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。
- 6 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。
- 7 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 第四十二條 左に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。
- 一 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。){及び重要な資産の処分に関する事項
- 二 寄附行為の変更
- 三 合併
- 四 第五十條第一項第一号(評議員会の議決を要する場合を除く。){及び第三号に掲げる事由に因る解散
- 五 収益を目的とする事業に関する重要事項
- 六 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの
- 2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとする。ことができる。
- 第四十三條 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員(業務執行者の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答へ、又は役員から報告を徴することができ。)
- (評議員を選任)
- 第四十四條 評議員となる者は、左の各号に掲げる者とする。
- 一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 2 前項第一号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。
- (寄附行為変更の認可)
- 第四十五條 寄附行為の変更は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (評議員会に対する決算の報告)
- 第四十六條 決算は、毎会計年度終了後二月以内に、理事長において、評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- (財産目録等の備付)
- 第四十七條 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作り、常にこれを各事務所に備え置かなければならない。
- (会計年度)
- 第四十八條 学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。
- (運用規定)
- 第四十九條 民法第五十四條から第五十七條までの規定(代表権の制限及び委任、仮理事、特別代理人)は、学校法人について準用する。
- この場合において、同法第五十六條中「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは、「所轄庁は、利害關係人の請求により、又は職権をもつて」と読み替へるものとする。
- 第四節 解散
- 第五十條 学校法人は、左の事由に因つて解散する。
- 一 理事の三分の二以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決、
- 二 寄附行為に定めた解散事由の発生
- 三 目的たる事業の成功の不能
- 四 学校法人又は第六十四條第四項の法人の合併
- 五 破産
- 六 第六十二條の規定による所轄庁の解散命令
- 2 前項第一号及び第三号に掲げる事由に因る解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 第三十一條第二項の規定は、前項の認可又は認定の場合に準用する。
- 4 清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由に因つて解散した場合には、所轄庁にその旨を届け出なければならない。
- (残余財産の帰属)
- 第五十一條 解散した学校法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時に、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。
- 2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。
- 3 国は、前項の規定により国庫に

5 第二項の規定により国庫に帰属した財産(金銭を除く。)は、文部大臣の所管とし、第三項本文の処分は、文部大臣が行う。但し、当該財産につき同項但書の処置がとられた場合には、当該財産を大蔵大臣に引き継がなければならない。

4 第二項の規定により国庫に帰属した財産が金銭である場合には、国は、その金額について前項但書の処置をとるものとする。

3 合併は、所轄庁の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 学校法人は、前項の期間内に、その債権者に対し異議があれば一

定の期間内に述べるべき旨を公告し、且つ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。但し、その期間は、二月を下ることができない。

第五十四條 債権者が前條第二項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、学校法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

第五十五條 合併に因り学校法人を設立する場合においては、寄附行為その他学校法人の設立に関する事務は、各学校法人又は第六十四條第四項の法人において選任した者が共同して行ななければならない。

(合併の効果)

第五十六條 合併後存続する学校法人又は合併に因つて設立した学校法人は、合併に因つて消滅した学校法人又は第六十四條第四項の法人の権利義務(当該学校法人又は第六十四條第四項の法人がその行う事業に關し所轄庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(合併の時期)

第五十七條 学校法人の合併は、合併後存続する学校法人又は合併に因つて設立する学校法人の主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすること

めるとして効力を生ずる。

(適用規定)

第五十八條 民法第七十條、第七十三條から第七十六條まで、第七十七條第二項(届出に關する部分に限る。)、及び第七十八條から第八十三條まで(法人の解散及び清算並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十六條から第三百三十七條まで及び第三百三十八條(法人の清算の監督)の規定は、学校法人の解散及び清算について適用する。この場合において、民法第七十七條第二項及び第八十三條中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁」と読み替へるものとする。

第五節 助成及び監督

(助成)

第五十九條 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、私立学校教育の助成のため、文部省令又は当該地方公共団体の條例で定める手続に従つて援助を申請した学校法人に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも学校法人に有利な条件で、貸付金をし、その他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。但し、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)及び地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第八條第一項の規定の適用を妨げない。

2 国又は地方公共団体は、前項又は第五十一條第三項の規定により

学校法人に助成をするについては、当該学校法人の設置する私立学校の備えている条件について、その助成の目的を有効に達し得るかどうかを審査しなければならない。

3 所轄庁は、第一項又は第五十一條第三項の規定により助成を受ける学校法人に対して、左の各号に掲げる権限を有する。

一 助成に關し必要があると認められる場合において、当該学校法人からその業務又は会計の状況に關し報告を徴すること。

二 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不適当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

三 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員を解職をすべき旨を勧告すること。

4 国又は地方公共団体は、第一項又は第五十一條第三項の規定により学校法人に対して助成をした場合において、当該学校法人の設置する私立学校が助成決定の際備えていた条件を欠き、助成の継続を不適当とするに至つた旨の所轄庁の認定があつたとき、及び当該学校法人が前項の規定による所轄庁の措置に従わなかつたときは、その後の助成をやめるものとする。

文部大臣又は地方公共団体の長 国又は当該地方公共団体が第一項又は第五十一條第三項の規定

により学校法人に対してした助成がその目的を有効に達しているかどうかについて、所轄庁に対し意見を述べることが出来る。

6 所轄庁は、第三項第二号若しくは第三号又は第四項の規定による措置又は認定をしようとする場合においては、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解職しようとする役員に対して弁明の機会を與えるために通知するとともに、私立学校審議会又は私立大学審議会の意見を聞かなければならない。この場合において、当該学校法人の理事若しくは当該役員又はその代理人は、所轄庁に対し、又は私立学校審議会若しくは私立大学審議会に出席して弁明することが出来る。

(免税)

第六十條 学校法人の所得で収益を目的とする事業から生じたものの以外のものであるものは、所得税及び法人税を課さない。

(収益事業の停止)

第六十一條 所轄庁は、第二十六條第一項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命ずることが出来る。

一 当該学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと。

二 当該学校法人が当該事業から生じた収益をその設置する私立学校の経営の目的以外の目的に使用すること。

三 当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障があること。

(解散命令)

第六十二條 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に對して、解散を命ずることができ

(聴聞等)

第六十三條 第五十九條第六項の規定は、前二條の規定による処分の場合に準用する。

第四章 雑則

(私立各種学校)

第六十四條 第四條から第六條まで及び第八條第一項の規定は、私立各種学校について準用する。この場合において、第四條及び第八條第一項中「私立大学以外の私立学校」とあるのは、「私立各種学校」と読み替へるものとする。

2 学校法人は、学校のほかに、各種学校を設置することができる。

3 前項の規定により各種学校を設置する学校法人に對して第三章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、私立各種学校を含むものとする。

4 各種学校を設置しようとする者は、各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができ

5 第三章の規定(同章に関する罰

則の規定を含む。)は、前項の法人に準用する。この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立各種学校」と読み替へるものとする。

6 学校法人及び第四章の法人は、寄附行為の定めるところにより必要な寄附行為の変更をして所轄庁の認可を受けた場合には、それぞれ第四項の法人及び学校法人となることができ

7 第三十一條及び第三十三條(第五項において準用する場合を含む。)の規定は、前項の場合に準用する。

(類似名称の使用禁止)

第六十五條 学校法人でない者は、その名称中に、学校法人という文字を用いてはならない。但し、前條第四項の法人は、この限りでない。

第五章 罰則

第六十六條 左の各号の一に該当する場合においては、学校法人の理事、監事又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 この法律に基く政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

二 第三十四條において準用する民法第五十一條第一項の規定による財産目録の備付を怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第四十七條の規定による書類の備付を怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は不

実の記載をしたとき。

四 第五十三條及び第五十四條第二項の規定に違反したとき。

五 第五十八條において準用する民法第七十條又は第八十一條第一項の規定による破産宣告の請求を怠つたとき。

六 第五十八條において準用する民法第七十九條第一項又は第八十一條第一項の規定による公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

七 第六十一條の規定による命令に違反して事業を行つたとき。

第六十七條 第六十五條の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2 この法律施行の際現に民法による財団法人で私立学校(学校教育法第九十八條の規定により存続する私立学校を含む)を設置しているもの及び学校教育法第九十八條の規定により存続する私立学校で民法による財団法人であるもの(以下「財団法人」と総称する。)は、この法律施行の日から一年以内にその組織を変更して学校法人となることができ

3 前項の規定により財団法人がその組織を変更して学校法人となるには、その財団法人の寄附行為の定めるところにより、組織変更のため必要な寄附行為の変更をし、所轄庁の認可を受けなければなら

ない。この場合においては、財団法人の寄附行為に寄附行為の変更に関する規定がないときでも、所轄庁の承認を得て理事の定める手続により、寄附行為の変更をすることができ

4 前項の組織変更は、学校法人の主たる事務所の所在地において登記をすることに因つて効力を生ずる。

5 前項の規定による登記に關し必要な事項は、政令で定める。

6 この法律施行の際現に存する民法による財団法人で各種学校のみを設置しているものは、第二項の期間内にその組織を変更して第六十四條第四項の法人となることができ

7 第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

8 第四條、第九條第二項、第十條第二項、第十一條、第十八條第二項、第十九條第二項第一号及び第二十條の規定中私立学校、私立高等学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法第九十八條の規定により存続する私立学校、私立中等学校並びに私立の大学(大学予科を含む。)、高等学校及び専門学校を含むものとする。

9 第十五條第二項第一号及び第四項、第十五條並びに第十九條第二項第一号の規定中中学校法人のうちには、第二項の期間中は、財団法人を含むものとする。

10 第二項の規定により財団法人がその組織を変更して学校法人となつた場合において、当該財団法人

が学校教育法第九十八條の規定により存続する私立学校を設置していたとき、又は同條の規定により存続する私立学校であつたときは、当該学校法人は、引き続き、当該学校を設置することができ

11 前項の規定により同項の学校を設置する学校法人に對して第三章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、前項の学校を含むものとする。

12 第五條第一号中「学校教育法第四十五條(同法第七十條及び第七十六條において準用する場合を含む。)」とあるのは、当分の間、「学校教育法第四十五條(同法第七十條及び第七十六條において準用する場合を含む。)(及び第七十五條)」と読み替へるものとする。

13 第七條第二号に規定する教科用圖書の檢定に關する事務は、用紙割當制が廃止されるまでは、文部大臣が行

14 この法律施行後最初に任命される私立学校審議会及び私立大学審議会の委員のうち、半数(委員の定数が奇数に定められた場合には、その二分の一の數に生じた端數を切り捨てた數の者の任期は、第十二條第一項(第二十四條において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、二年とする。

15 前項の規定により任期を二年とする委員は、くじで定める。

16 学校法人及び第六十四條第四項の法人が有しなればならない施設及び設備に關しては、第二十五

條第二項（第六十四條第五項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、別に学校の施設及び設備の基準に關して規定する法律が制定施行されるまでは、なお従前の例による。

17 この法律施行の際現にその名称中に「学校法人」という文字を用いてゐる者は、第六十五條の規定にかかわらず、この法律施行後三月間は、なお従前の名称を用いることができる。

18 学校教育法の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「別に法律で定める法人」を「私立学校法第三條第四項に規定する学校法人（以下学校法人と稱する。）」に、同條第二項中「別に法律で定める法人」を「学校法人」に改める。

第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

第三十四條中「都道府県監督」を「都道府県知事」に改める。

第八十四條に次の一項を加える。

前項の都道府県監督は、各種学校の教育を行うものと認められるものが私人の経営に係る場合には、都道府県知事とする。

第二百二條を次のように改める。

第二百二條 私立の盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園は、第二條第一項の規定にかかわらず、

設置されることを要しない。

私立学校法施行の際現に存する私立学校は、第二條第一項の規定にかかわらず、私立学校法

施行の日から一年以上は、民法の規定による財団法人によつて設置されることが出来る。

19 文部省設置法（昭和二十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項中「国語審議会」を「国語に関する事項を調査審議すること。」と。

「国語審議会」

私立大学審議会

文部大臣の諮問に應じて私立大学及び私立大学を設置する学校法人に關し、私立学校法に規定する事項を調査審議し、並びに文部大臣に対して私立大学に關する重要事項を建議すること。

20 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「大日本育英会、」の下に「学校法人、」を、「大日本育英会法、」の下に「私立学校法、」を加える。

21 地方税法（昭和二十三年法律第一百十号）の一部を次のように改正する。

第六十三條第一項中「第三十四條の法人及び宗教法人」の下に、並びに私立学校法（昭和二十四年法律第

三十三號）第三條第四項の学校法人及び同法第六十四條第四項の法人」を加える。

「田中耕太郎君登壇、拍手」

○田中耕太郎君 議題となりました私立学校法案の文部委員会におきます審議に關しまして御報告を申し上げます。この法案は附則を除きまして第六十七條に及ぶ広汎なものでございまして、戦後の教育関係立法中の重要なものの一つと申し得るのでございます。

うに改正する。

第十二條第一項第四号中「別に私立学校に關して規定する法律」を「私立学校法昭和二十四年法律第三十三號」に改める。

第十四條第一項中「国語に関する事項を調査審議すること。」と。

「国語に関する事項を調査審議すること。」

私立大学審議会

文部大臣の諮問に應じて私立大学及び私立大学を設置する学校法人に關し、私立学校法に規定する事項を調査審議し、並びに文部大臣に対して私立大学に關する重要事項を建議すること。

提案の趣旨について考えて見ますと、そも／＼私立学校はその数におきまして、新制高等学校以上の学校に關する限りその半数以上に及んでおりまして、それ／＼の学校に固有な精神、學風並びに伝統におきまして、国立や公立の画一的傾向に對しまして著しい個性を持つておりまして、かような意味におきまして、我が國の教育の発達及び人材の養成に多大な貢獻をなして参りましたことは疑いを容れないところでございまして、この故に私立学校の振興を図りますことは、國家の極めて重要な文化政策の一環だと申さなければならぬのであります。この法案の意圖するところも、要するに私立学校を振興し、私學教育の健全な発達を圖ることに存してあるのでござい

ます。先ず本法案の構想を申述べますと、要點は大體三つに盡きおると思われま

す。その第一は、第二章が規定してあります教育行政に關するものであり、その第二は、第三章第一節乃

至第四節の規定する学校法人に關する事項でありまして、その第三は、学校法人の助成及び監督でございまして、これは第三章第五節が規定してあります。

以上のうち教育行政に關しましては、私立学校の自主性の尊重というところがその精神となつております。従つて從來長年の間存在して参りました多数の監督事項を整理いたしまして、私立学校を中央及び地方の官制的統制から最大限度に解放いたしまして、監督が止むを得ない場合にも、主として私立学校の代表者、殊に教育者を中心として構成せられます私立学校審議会、又は私立大学審議会に諮問すべきものとしたしまして、尙、審議会の委員中の私立学校関係者につきましては、任命は關係団体からの推薦によるものとしたしておるのであります。

次に学校法人に關します詳細な規定がなされておりますのは、その經營する学校教育事業の特殊性、殊にその強度の公益的性質に基くものでござい

ます。それはかような意味におきまして民法上の公益法人中の財団法人と軌を同じくするものでございまして、本法案におきましては、これを民法上の法人とは違つた特別法人として取扱ひまして、その財産關係や取引關係の方面を除きまして、組織や内部的運営その他の点におきまして、学校教育の公益性の見地からして常附行為のみに委せてござい

ます。尙、学校法人の経済的基礎を鞏固にするために、教育上支障のない限り、収益事業をも行うことができるものとしたのでござい

ます。更に本法案は、國又は地方公共団体が補助、貸付等の方法で私立学校の助成をなし得ることを認めました。これ

で以て憲法第八十九條の解釈をいたしまして、私立学校が公の支配に屬するものと言へるかどうか、従つて助成ができるかどうかという点に關します

る従来の疑義を解決し、助成ができるものとしたのであります。その他、学校法人の所得で収益事業から生じたもの以外については、所得税及び法人税が免除されております。

次に法案審議に際しましての質疑応答によつて明らかにせられました重要な致点について申し上げますと、

一、本案を政府におきまして起草する際に當つては、特に私學總連合の意見を多分に取入れたということござい

ます。

二、公立学校につきましては教育委員会が所轄庁であるのに、私立大学を除く私立学校については都道府県知事になつておるのに、学校教育法の建前がそうなるからということござい

ます。

三、学校法人の理事の資格については詳細なる規定があるが、監事についてそれが無いのは、どういふわけかと申しますと、常附行為に關つた趣旨でござい

ます。

四、補助金及び貸付金の分配については十分慎重を期し遺憾なきようにすることということが要請され、又さ

ような答弁がございまして、その他詳細は速記録に譲ることとした

は、四名の學識経験者を招致いたしまして、参考のために意見を聴取いた

す。

以上、本法案の構想を申述べますと、要點は大體三つに盡きおると思われま

す。その第一は、第二章が規定してあります教育行政に關するものであり、その第二は、第三章第一節乃

至第四節の規定する学校法人に關する事項でありまして、その第三は、学校法人の助成及び監督でございまして、これは第三章第五節が規定してあります。

以上のうち教育行政に關しましては、私立学校の自主性の尊重というところがその精神となつております。従つて從來長年の間存在して参りました多数の監督事項を整理いたしまして、私立学校を中央及び地方の官制的統制から最大限度に解放いたしまして、監督が止むを得ない場合にも、主として私立学校の代表者、殊に教育者を中心として構成せられます私立学校審議会、又は私立大学審議会に諮問すべきものとしたしまして、尙、審議会の委員中の私立学校関係者につきましては、任命は關係団体からの推薦によるものとしたしておるのであります。

次に学校法人に關します詳細な規定がなされておりますのは、その經營する学校教育事業の特殊性、殊にその強度の公益的性質に基くものでござい

ます。それはかような意味におきまして民法上の公益法人中の財団法人と軌を同じくするものでございまして、本法案におきましては、これを民法上の法人とは違つた特別法人として取扱ひまして、その財産關係や取引關係の方面を除きまして、組織や内部的運営その他の点におきまして、学校教育の公益性の見地からして常附行為のみに委せてござい

ます。尙、学校法人の経済的基礎を鞏固にするために、教育上支障のない限り、収益事業をも行うことができるものとしたのでござい

ます。更に本法案は、國又は地方公共団体が補助、貸付等の方法で私立学校の助成をなし得ることを認めました。これ

で以て憲法第八十九條の解釈をいたしまして、私立学校が公の支配に屬するものと言へるかどうか、従つて助成ができるかどうかという点に關します

る従来の疑義を解決し、助成ができるものとしたのであります。その他、学校法人の所得で収益事業から生じたもの以外については、所得税及び法人税が免除されております。

次に法案審議に際しましての質疑応答によつて明らかにせられました重要な致点について申し上げますと、

一、本案を政府におきまして起草する際に當つては、特に私學總連合の意見を多分に取入れたということござい

ます。

二、公立学校につきましては教育委員会が所轄庁であるのに、私立大学を除く私立学校については都道府県知事になつておるのに、学校教育法の建前がそうなるからということござい

ます。

三、学校法人の理事の資格については詳細なる規定があるが、監事についてそれが無いのは、どういふわけかと申しますと、常附行為に關つた趣旨でござい

し、審議の慎重を期したのでござい

か、かくて討論に入りまして、岩間委員から、本法案は職災、インフレ等によつて経済的に窮乏しておる私学に対し、不十分な補助や貸付をすることに

よりまして、それを口実に官僚的支配権が復活する虞れがある、或いは又本法案の定めた審議会は諮問機関で無力である、或いは又本法案審議の過程において教員や学生の意見を聴かなかつたことはよくないという理由を以て、反対の意見が表明されました。

次、小野、河野、大隈、鈴木、藤田、堀越の各委員からこも／＼賛成の発言がございまして、賛成者の発言内容の要点を総合して申し上げますと、本法案においては、種々の点、例えば文部省における立案過程が大学管理法案の場合のように民主的でなかつたこと、所轄庁による学校の閉鎖を命令し得ることとは不賛成である。私立大学に関する教育行政は別個に規定するを必要とする

向、賛成者各委員から政府に対し、私学助成のための予算上の金額を大幅に増額するように努力すべきこと、助成金額は他の団体等の仲介なしに直接に学校に交付せらるべきこと、法案審議中指摘せられた法案の不備欠陥は、研究の下次の機会において速かに修正すべきこと、その他本法の適正な運用をなすようにと強く要望をなされたのであります。

かくて採決に入りまして、本法案な多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

これを以ちまして私立学校法案に関する文部委員会の審議の経過及び結果の御報告を終わります。(拍手)

○岩間正男君 僕は日本共産党を代表いたしまして、本法案に対して反対するものであります。

ろの生徒達の間におきましては、学資の不足から最近ではアルバイト生活に迫りやられておる。そのアルバイトも現在におきましては失業者が非常に殖えておるので、その圧迫によつてこれを

続けて行くことができない、こういうような態勢になっております。これに對して育英資金はどうかと言いますと、育英資金は非常に少い。要求の額のこれは十分の一にも満たないというよう

な様子でありまして、新規採用は不可能だという現状になつております。これが戦後の私学の状態であり

ます。時間が余りございせんので、いろいろ詳しい例を挙げたいのでござい

文部省並びに都道府県知事におきまして、その命令に違反する、こういうような場合におきましては、これに閉鎖を命ずることができ、或いは解散を命ずることができ、このような強硬な

事項が挿入されておる点であります。この点は曾ての私学の政策にもないような事項でありまして、私学が今日のような経済的行詰りから、何とかして、これを切抜けるということのため

に、背に腹は代えられないというやうな立場から一刻も早くこの助成金を望んでおる。そういうことのためにこの法案を何とか通すというやうなこ

とで、一部におきましては、この法案を早くこゝに上程し、そしてこれを通過させようと思はれておるのでありますけれども、併しなから我々はこの点に

法のこれが現在において実施されておる姿を見ますという、公務員のいろいろな制限の方においては強力にその力を発動しておる。併しなからその待遇改善の方面におきましては、一切これを閉却しておる。こういうやうな、つまり法案の一部分だけを捉えて、そ

うして最もその支配者が自分に都合のいい面だけを強化して、そして反対の都合の悪い面はこれを問題にしない

で置く、こういうやうな使用方にこの私学法案がされる危険性が十分にあり、これは多くの例を引くまでもなく、すでにこういうやうなことは最近の大学におけるところの進歩的な教授の追放、並びに小中学校におきま

すところの広汎な首切の中にはつきり現われておる。こういう形から見まして、現在の政治情勢の中でこのやうな私学法案が出されるこの現在の意味におきまして、私は非常に大きな危険を感じざるを得ないのであります。大体このやうな情勢に追い込

るところの餌には何とかして、これは背に腹は代えられないので食ひ付くという形にせよ。併しその餌の後は、今申しましたところの官僚の学校に對するところの支配権というものが非常に拡大され、現在起つております官立の、国立の大学に起つておりますところの学園の自由、学園の自由の彈圧の方向が、このような法案を法的根拠としたして強化されるというところを、私は今からはつきり予想することができると思ひます。こういうような形におきまして、我々は今日このような法案が、このような態勢において上程されることに對しましては絶対に反對しなければならぬ。子供が自分で食ふたいものがあるからといって、それを食へば恐らくおなかを壊すであらうというとき、親はそれには對しまして、その食べ物を與へない筈である。ところがそれと同じようなことが全くこの私立法案においてなされておる。一億二千万円という巨額な予算が一体私学の、非常に数の多い日本の私学に對して、一体どれだけの教育になるかというのを考えて見れば、はつきりするのであります。

次に、この法案の中にある／＼條項がある。法案の條文の面について簡単にその反對の理由を述べて見ますが、先ずこの法案が貸付、免税というような点において法的措置をするというところが理由として挙げられておりますが、これは何もこのような規定を持つておるところの法案と一緒にしなくとも、これはこのような貸付とか免税の措置は十分に外の方法でなすことが出来る筈であります。次に、文部大臣、知事の監督権、命令権といふものは非常にこの法案によつては強化されておる、そうしてそれが不当に濫用されるようなときには、先程申しましたところの危険といふものが十分に起り得るのであります。更に私立大学の私立大学審議会というやうなものが、い／＼／＼今後の行政面

においてその機能を果たすことになつておりますけれども、併しこれは單なる諮問機關であります。決議機關でない。こういう点からいたしまして、これらの審議会が十分にその力を發揮することとができないことは、今までの多くの他のこのような同じ性格のものとの引合せて考へて見れば明らかなのであります。更に今度のこの法案が作られるこの立法までの措置を考へて見ますと、当然この中に民主的に參加しなければならぬところの、大学の教授、教員それから学生諸君といふもの意見が何らかの形に對して反映してない。今日この法案に對して反映しては、全国の学生諸君の中から、学園の自由を守るという立場から、広汎な反對が起つておるのでありますが、併しそれが十分に聞かれ、そのやうな意見を民主的にこの立法に反映させるという措置はとられなかつたのであります。従つてどういふやうな形でありまして、從つて現在におきまして、この法案の持つておる意味といふものは、我々としては絶対にこれはこのままで見送すことができないのであります。尙、最後に、この法案に對しましては、全學連の諸君、それから私学法協議會、全國協議會、關東私立大学教授協議會、それから全國大学教授連合、日本學術會議の諸君がいろいろ／＼な角度から反對の意向をはつきり伝えられたことを加へまして、私の反對討論といひます。(拍手)

○議長(徳田武吉) 小野光洋君。
〔小野光洋君登壇、拍手〕
○小野光洋君 私は只今上程せられました私立学校法案に對して、賛成の意を表するものであります。

その／＼本法案は私立学校の自主性を確保し、公共性を高揚すると共に、憲法第八十九條の下において、國又は地方公共団体が私立学校に對して財政的援助ができることを可能ならしめる、いわゆるさうな目的を持つて立案せられたものであります。而して

本法案を詳細に検討いたしますときには、尙細部の点につきまして将来改善を要すべきものがないとは言へません。この点につきましては、先程の委員長の報告にもありましたのでありますが、併し現状におきましては、先ず本法案の成立を阻止し反對するのやうな理由にはならないと存するの由であります。元來私立学校は個人の自由意思によりまして、その教育的理想と、これを遂行せんとする熱意によつて設立せられたものであります。又これに共鳴する幾多の人々が物心両面に互つて現在に至つたものであります。従つて私学本来の立場は自主独立、國家その他の行政機關におきましては、いわゆるノー・コン・トロール、ノー・サポートの状態にあるべきであらうと思つております。然るに從來は私立と官公立とは全く同一の取捨法規の下に置かれ、従つて法的には私学の自主性のときは多く認められなかつたのであります。それにも拘らず私立学校を創立した眞摯な教育者、先輩各位は、あらゆる困難と圧迫に堪へて今日に及んだのであります。従つて現在における私立の大学、專門学校等は三百有餘校であります。学生、生徒数は二十三万余名、新制高等学校以下におきましては、校数二千六百餘校、生徒、児童数におきましては七十万余名に及んでおるのであります。この事實は、言うまでもなく我が國における私学の重要性和、教育界における私学の功績とを証明するに足るものであると思つております。特に大学におきましては、全國總数の約六割が私立学校でありまして、日本の文化興隆発展の上に及ぼす私立大学の功績とその影響力の如何に大なるものがあるかを推察するに足るのであります。

さて、終戦後私学に對しましては、從來より以上の自由と自治とが與へられるように相成つたのであります。が、尙、学校行政の上におきましては全面的に学校教育法の適用を受けておらず、この点全く公私の別が認められないのみならず、むしろ同法によれば、官公立学校より以上の、私学に對する監督事項が多く列挙せられておるのではありません。尙又学校を經營する財源につきましては、民法法人として教育事業遂行上甚だ不適当なる監督事項の適用が相當あるのであります。従つてその自主的、公共的活動等は、これらによつて多く拘束せられておつたのであります。加ふるに戦災後私学は全校致の三割にも及び、且つ又戦後の悪性インフレーションの高進に伴ひまして、私学の復興或いは又学制改革に則つての教育施設の拡充等は実に至難の状態に置かれたのであります。ここに私立学校法の制定を要する声が私学関係者の間からも又政府当局者間におきまして起つて参ることは當然と思ふのであります。而して本法案は、第一條に示されておりますやうに、先ずその自主性を進め、公共性を高揚し、且つこれによつて私学助成の途を開き、これが健全なる発展を圖るといふ趣旨によるものであります。誠に當を得た立法であると思ふのであります。

次に、この法案の内容を見ます。に、学校教育法及び学校を經營する法人に對する行政的の監督をできるだけこれを圧縮排除して、私立学校の自主性を尊重するように工夫いたしておること、殊に私立学校関係者を以て構成する審議会を所轄庁の下に設置して、官價独善の監督を排除したたのであります。又学校法人の運営の機構を民主化し、以て学校の經營を一個人、又は一族の独裁の下に置かれることのないやうにいたしましたのであります。これらは私立学校を現在より遙かに自由な立場に置くと同時に、他の一面におきましては、從來とかく非難の的となつた私立学校經營の公共性を擴充したたものと思ふのであります。

併しなから私立学校の自主性を尊重するといふ観点から見ますならば、尙一層行政的の干渉を緩和して置きたいといふ節がないといふわけではございません。(その通り)と呼ぶ者あり。又法文を立法的技術の上から検討いたしますと、或いは誤解を生じ易いような箇所がないといふわけではありません。(その通り)と呼ぶ者あり。併しこれらは實際の運用に當つて十分注意されることを要する次第であります。(その通り)と呼ぶ者あり。又、併し將來更に大学管理法がなされる際におきましては、學術研究機關といたしましての大学の特殊性に鑑みまして、私立大学に關しましては、これを別個の法律によつて規定するか、或いは又本法に適當なる修正を施すという措置がとられんことを要する次第であります。

又本法案制定の上は、その重要な趣旨としての第五十九條の趣旨に則りまして、現下私立学校の重要性に鑑み、その窮乏を打開し健全なる発展を期すために、政府は速かに助成金等について、又地方公共団体と共に飛躍的にその金額を拡大強化して頂くことが、國民の世論に應ずるゆゑんではないかと思ふ次第であります。

尙又本法案につきまして主張せられております反對論を概括いたしますと、先程岩間委員から述べられましたやうな、政府は本法案が從來のごとき余り過少な助成金の支出に藉口して、特に本法第五十九條のごとき監督規定を設けたことは、窮乏の下に官價的支配権を濫用せんとするものではないかといふ点、(その通り)と呼ぶ者あり。第二には、私学審議会、或いは私立大学審議会等が、諮問機關であるといふ性質を有する点に藉口して、これ事実上は私学の獨任性を脅かすにしようのではないかといふ点、

別表第三

第七條第二項の規定による車扱貨物賃率表

(一)

(一グラムトンにつき)

等級 キロ程	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
キロメートルまで	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10	182	138	106	84	73	69	62	55	50	44	36
20	239	182	139	110	96	91	81	72	65	57	51
30	296	225	172	136	118	112	101	89	81	71	63
40	353	268	205	162	141	134	120	106	96	85	75
50	410	312	238	189	164	156	139	123	112	98	87
60	467	355	271	215	187	177	159	140	127	112	99
70	524	398	304	241	210	199	178	157	140	126	111
80	581	442	337	267	232	221	198	174	158	139	123
90	638	485	370	293	255	242	217	191	174	153	135
100	695	528	403	320	278	264	236	209	189	167	147
120	762	579	442	351	305	290	259	229	207	183	162
140	829	630	481	381	332	315	282	249	225	199	176
160	896	681	520	412	358	340	303	269	244	215	190
180	963	732	559	443	385	366	327	289	262	231	204
200	1,030	783	597	474	412	391	350	309	280	247	218
220	1,097	834	636	505	439	417	373	329	298	263	233
240	1,164	885	675	535	466	442	396	349	317	279	247
260	1,231	936	714	566	492	468	419	369	335	295	261
280	1,298	986	753	597	519	493	441	389	353	312	275
300	1,365	1,037	792	628	546	519	464	410	371	328	289
320	1,432	1,088	831	659	573	544	487	430	390	344	304
340	1,499	1,139	869	690	600	570	510	450	408	360	318
360	1,566	1,190	908	720	626	595	532	470	426	376	332
380	1,633	1,241	947	751	653	621	555	490	444	392	346
400	1,700	1,292	986	782	680	646	578	510	462	408	360
420	1,760	1,338	1,021	810	704	669	598	528	479	422	373
440	1,820	1,383	1,056	837	728	692	619	546	495	437	386
460	1,880	1,429	1,090	865	752	714	639	564	511	451	396
480	1,940	1,474	1,125	892	776	737	658	582	528	466	411
500	2,000	1,520	1,160	920	800	760	680	600	544	480	424

(二)

等級 キロ程	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
キロメートルまで	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
550	2,150	1,634	1,247	989	860	817	731	645	585	516	456
600	2,300	1,748	1,334	1,058	920	874	782	690	626	552	488
650	2,450	1,862	1,421	1,127	980	931	833	735	666	588	519
700	2,600	1,976	1,508	1,196	1,040	988	884	780	707	624	551
750	2,750	2,090	1,595	1,265	1,100	1,045	935	825	748	660	583
800	2,900	2,204	1,682	1,334	1,160	1,102	986	870	789	696	615
850	3,050	2,318	1,769	1,403	1,220	1,159	1,037	915	830	732	647
900	3,200	2,432	1,856	1,472	1,280	1,216	1,088	960	870	768	678
950	3,350	2,546	1,943	1,541	1,340	1,273	1,139	1,005	911	804	710
1,000	3,500	2,660	2,030	1,610	1,400	1,330	1,190	1,050	952	840	742
1,100	3,800	2,888	2,204	1,748	1,520	1,444	1,292	1,140	1,034	912	806
1,200	4,100	3,116	2,378	1,886	1,640	1,558	1,394	1,230	1,115	984	869
1,300	4,400	3,344	2,552	2,024	1,760	1,672	1,496	1,320	1,197	1,056	933
1,400	4,700	3,572	2,726	2,162	1,880	1,786	1,598	1,410	1,278	1,128	996
1,500	5,000	3,800	2,900	2,300	2,000	1,900	1,700	1,500	1,360	1,200	1,060
1,600	5,300	4,028	3,074	2,438	2,120	2,014	1,802	1,590	1,442	1,272	1,124
1,700	5,600	4,256	3,248	2,576	2,240	2,128	1,904	1,680	1,523	1,344	1,187
1,800	5,900	4,484	3,422	2,714	2,360	2,242	2,006	1,770	1,605	1,416	1,251
1,900	6,200	4,712	3,596	2,852	2,480	2,356	2,108	1,860	1,686	1,488	1,314
2,000	6,500	4,940	3,770	2,990	2,600	2,470	2,210	1,950	1,768	1,516	1,378
2,100	6,800	5,168	3,944	3,128	2,720	2,582	2,312	2,040	1,850	1,632	1,442
2,200	7,100	5,396	4,118	3,266	2,840	2,698	2,414	2,130	1,931	1,704	1,505
2,300	7,400	5,624	4,292	3,404	2,960	2,812	2,516	2,220	2,013	1,776	1,569
2,400	7,700	5,852	4,466	3,542	3,080	2,926	2,618	2,310	2,094	1,848	1,632
2,500	8,000	6,080	4,640	3,680	3,200	3,040	2,720	2,400	2,176	1,920	1,696
2,600	8,300	6,308	4,814	3,818	3,320	3,154	2,822	2,490	2,258	1,992	1,760
2,700	8,600	6,536	4,988	3,956	3,440	3,268	2,924	2,580	2,339	2,064	1,823
2,800	8,900	6,764	5,162	4,094	3,560	3,382	3,026	2,670	2,421	2,136	1,887
2,900	9,200	6,992	5,336	4,232	3,680	3,496	3,128	2,760	2,502	2,208	1,950
3,000	9,500	7,220	5,510	4,370	3,800	3,610	3,230	2,850	2,584	2,280	2,014
以上100キロメートルまで増すごとに	300	228	174	138	120	114	100	90	82	72	64

(一)その通りと呼ぶ者あり(第三)には、等しく私立学校というも特に私立大学の特長性に鑑みて、これに関する個別の法律を考へるべきではないかという点、これらが指摘せられるところであり、これは、本法案が委員会において審議せられた経過において、しばしば繰返し質疑応答論議せられたのであり、政府当局の方針は逐次明確化され、従いまして私は政府が具体的に例示確言せられた事項の履行を確信するものであります。併しながら苟くも国民負担による公費助成という問題

に關しましては、或る程度の私学の公共性と並行して行ななければならぬということは、これはけだし当然のことであると思ふべきであります。又第三点につきましては、大学管理法との他関連した法律が制定せられました場合には、当然考慮せらるべきだと思ふのであります。

最後に私学関係者各位は、本法案の成立によつてその地位が高められ、自主性が高揚せられると共に、又財政的保護の途も開かれるのであります。この際、私学関係者諸君は、祖国再建の上に教育の重大性と、文化国家建設の上、及び私学の影響力の頗る大なるものであることを自覚せられまして、自費自戒以て今後の振興を図られんことを願つて止みません。

ここに所信の一端を述べまして本案に対する賛成の意を表する次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

右の内閣提出案は本院においてこれ法律案

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第六、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員長板谷助助君。

(報告報告書は都合により最終号附録に掲載)

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

を可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十四年十一月三十日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武君

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

国有鉄道運賃法(昭和二十三年法律百二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。

附則

この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。

〔板谷順山君登壇、拍手〕

○板谷順山君 只今上程されましたる国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案に対する委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案の要点は、日本国有鉄道の貨物運賃を八割値上げしようとするのである。それは現在日本国有鉄道の赤字を補填しようとする国有鉄道の財政上の理由によるものであるが、同時にこれによつて海陸運賃の調整を期待しているのであります。日本国有鉄道の赤字は、去る五月旅客運賃の改正を行なつたのであります。その後の経済事情により予定の収入を得られず、本年度大休八十六億の赤字を生ずるに至つたのであります。この赤字補填について、貨物運賃は原則に四八割にしか該当しないので、公正な原則を償ふという建前から、貨物運賃の値上をしようとするのであります。尙、政府の見解によりますれば、貨物運賃の八割値上をいたしましたも、物価に対する影響は四・一％であつて、昭和十一年の四・六％に比べまして尙低位にあるので、物価に対する影響は僅少であると認めておるのであります。

運輸委員会においては十一月二十四日、この法律案が予備審査として付託されてから熱心に審査を続けたのであります。尙、各方面の意見を徴する必要を認めまして十一月二十九日、三井船舶株式会社一井保造君、旭海運株式会社小山亮君、東洋経済新報社榎本弘君、日本産業協議会木村宗夫君、全

日本中小工業協議会伊藤英男君、日本トラック協会森田賢君を証人といひまして喚問して、その意見を聴いたのであります。証人の大部分の意見は、企業の独立採算制の必要と運賃の公正報酬の建前より、又海陸運賃の調整の要ある点から見て、今回貨物運賃の値上は止むを得ざるものとし、更に国有鉄道の経営の合理化を希望せられたのであります。

委員会においては右の意見をも参考にしたしまして、活潑な質疑が行われたのであります。その詳細は委員会速記録に譲ることにいたしました。その主なるものを挙げますれば、飯田委員、早川委員より日本国有鉄道の旅客収入減の原因、鈴木委員より減収額算出の基礎、飯田委員より国鉄が経営合理化に努力したか否かの点、前之國委員より旅客運賃引下げの意図の有無、村上委員、鈴木委員よりは今回の運賃改正による利用減に基く減収、又内村委員、前之國委員、鈴木委員より運賃値上の物価に及ぼす影響、殊に木材その他の影響度の強いものに對する緩和策、又内村委員よりは海陸運賃の調整につき、それぞれ質疑が行われたのであります。それがこれに對する政府の答弁を要約いたしますれば、今年五月旅客運賃の値上を行なつたのであるが、その後の経済事情の変化により旅客の平均輸送距離が予想外に減じたことが、旅客収入減少の大きな理由の一つである。これに對して日本国有鉄道は、経費の節約、委託業務の還元、修繕体制の刷新、契約方式の改善等、経営の合理化を行なつてゐるのであるが、昭和二十四年度の予算がすでに前年度に比して二一

％の緊縮予算になつてゐるので、減収の調整をなし得ず、本年度末において八十六億の赤字を予想せられるのである。従つてこの際、貨物運賃の八割値上を行ふの止むを得ざるに至つたのである。又旅客運賃の引下げについては別の機会に考えたいと思ふ。尙これより海陸運賃は調整せられることが期待される。物価に占める運賃の割合は、今回の値上を行つても四・一％であり、昭和十一年の同割合四・六％に比較いたしました低く、従つて物価に對する影響は僅少であると認めるという答弁であつたのであります。尙、個々の物資について影響の大小なるものは、等級表を再検討する等の途を講じたいと思ふという答弁であつたのであります。

次に討論に入りまして、社会党を代表して内村委員より、運賃は物価の基礎となるものなれば、その値上りは物価に影響するところが大きく、従つて公共企業たる性質を有する国有鉄道が独立採算を建前にするにしても、漸を追うてなすべきが至当であるとし、本案に反對の意見を開陳されたのであります。又鈴木委員より、国有鉄道には尙経営合理化の余地あること、物価に對する影響を考慮すべきことを理由にいたしました。反對の意見を述べられたのであります。これに對し、飯田委員よりは経費削減を代表して、国有鉄道の値上は独立採算制の下では止むを得ないとしても、一般の影響に對して公平な負担をなさしむるよう、左記要求事項を付して賛成の意見を開陳されたのであります。即ち、

要求事項

一、日本国有鉄道貨物運賃等級表は、貨物運賃改正に方り、併せて検討することを適當と認むるので、政府は昭和二十五年四月一日より新貨物運賃等級表による貨物運賃を実施し得るよう、速かに各方面の専門家を以て構成する審議会を設け、貨物運賃等級表の調整をなすよう措置を講ずること。

二、日本国有鉄道貨物運賃の改正はより、木材、原木その他著しく影響のあるものについて、政府は昭和二十五年一月一日より前項新等級表の実施せらるるまでの期間、その影響を緩和し得る暫定的措置を講ずること。

又前之國委員は民主黨を代表して、加藤委員は民主自由黨を代表して、右要求事項を付して本案に賛成の意見を述べられたのであります。

採決に入りましたところ、多数を以て要求事項を付して原案の通り、本案を可決したすべきものと決定したのであります。尙、右要求事項の実現につき、委員長より運輸大臣に對してその所信を質したところ、これを了承したとの答弁があつたのであります。以上御報告申し上げます。

○議長（佐藤閣下） 本案に對し討論の通告がございます。順次發言を許します。鈴木清一君。

（鈴木清一君登壇、拍手）

○鈴木清一君 只今上程になりましたる国有鉄道運賃法の一部改正につきまして、私は反對の意思を表明するものであります。

その理由をいたしましたして、先ず第一に申上げたいのは、今回の貨物運賃の

値上については、六月の旅客運賃改訂のときにすでにこの貨物運賃値上も共に、関係當局と又政府當局とは話し合ひが進んでおつたと理解しておつたわけでありまして、従つて今回上程されまするまでの期間の間におきまして、十分計画をしつゝあつた筈であるにも拘わらず、この運賃値上によつて物価に影響するところ多大である法案の提出に當り、御承知のうちに今会期終末のときにおいてこの問題を提出いたしました。而も審議期間は僅かの日しか與えずしてこの問題を採決に持つて来たといふことは、すべて今まで出されておりました法案、重要法案がこうした経過をいつともとりつゝあつたといふことに對すると同様に、この問題に對して、その意味におきます遺憾の意を表するわけでありまして、（その通り）と呼ぶ者あり私は敢て、今後必ずこの重要法案の問題のごときを提出する場合は、十分審議余裕を與えるべきであるといふことを政府に先ず申上げたいのであります。

第二に、反對の理由をいたしましたして、御承知のようにドッジ・プランによりますところの二十四年度の緊縮予算実施に伴ひまして、国内の経済状態は非常に深刻なものがあつて、購買力の不振によりましてすでに滞貨は増大する、或いは生産減退の兆すら見られる今日、政府は、価格に占める運賃の割合が現行の二・三％に對して、改正後においては四・一％であるの、僅少であるといふことを言われておる。併しながらお考え願ひたいのは、昭和十一年を基礎としておつたとするならば、昭和十一年頃におきまし

その経済安定の時期であるならば、二三％から四・一％に對しまする差、僅かに一・八％は僅少であると言えたかも知れない。併しながら今申上げたように経済恐慌、生産不振、この経済状態の中において占むる一・八％の数字というものは、平常時におけるところの十数パーセント、否、数十パーセントの割合に當るものであるということこそ考えなければならぬ。(その通りと呼ぶ者あり)そうしたことにつきまして、何ら今回の値上について考慮を拂つておらないということに對しまして、反對の第二点としたのであります。

次に反對申上げたのは、特にこうしたインフレ時代におきましての物価に影響する面は、或いは僅かのパーセントに過ぎないが、今日のインフレを促進するかも知れませんが、今日のごときデフレ時代におきましてのパーセントが物価に占める影響は、ただ單に物価のみでなくて、これを生産するところの中小生産業者に對しても、御承知のように有効需要の關係から、業者圧迫ともなるというところを考えなければならぬと思ふのであります。更に又ボンド切下、欧米諸国の生産過剰により、國際的不況は御承知のように輸出不振となつておりました、滞貨は激増して深刻なものがあります。これは政府の発表によりますところの有効需要の測

定等によつても明らかであります。が、こういう状態の中にあつて運賃の引上げをなすということは、コストの値上りとなり、ますます輸出の不振を伴つて来る、困難を伴つて来ると思ふに得ると思ふのであります。

又政府は運賃の引上げによるこの物価への影響は、原材料より第二次、第三次製品に至る段階において吸收されるということを言われておりました。従つて直接消費者は余り影響は受けないと言つております。併しながらインフレの高進期ならざるに、デフレの傾向に入つておる今日におきまして、こうしたことに對しまする心理的影響が先ず第一に考えられなければならない。従つて物価の値上りについても、そうした面から来ますところの、生計費に重大なる影響を心理的の面と共に及ぼすわけでありまして、且つ交通費の面におきまして、本年四月政府提出の資料によれば、原価の二倍半に及ぶということを経つての四月に明らかになるわけでありまして、このように点につきましても、先ず反對の理由もあるわけでありまして。

又当局の提出によりますところの資料によりますれば、八十六億五千万円に上る赤字と言われておる。併しながらこの赤字算出の根拠が非常に不明確であります。例へば政府の提出された補正予算案執行計画によれば、連合軍収入を除くところの旅客収入、いわゆる七百十六億七千五百万円余であるというところになつております。当初予算七百四十三億三千七百万円余からこれを差引きますときには、八十六億という数字は出ずして、二十六億六千二百百万円程度にしかならないということでありまして、従つて赤字が八十七億という基礎については、どう考へても不明確であり、不鮮明であるということも指摘できると思ふのであります。

又四月の旅客運賃改訂の際にも、当局はこれで当分採算がとれると言明しておる。然るに拘わらずまだ日僅かにして今日の貨物運賃の改訂をしななければならないとなつたということは、如何に当局が採算採算に對しまして、いつも不合理的、不計画的な面によつてのみ実行しておるかということを示明らかに物語つておるものであります。委員会におきまして、討論のときに、各派を代表されました委員の諸君が、國鉄採算採算の立場から止むを得ず運賃引上げに賛成されるといううなことを大分言われたようでありましたが、例へば赤字が若干生じても、この公共企業体としての企業の民主的合理化を圖つて、十分に赤字を克服するといふ点についての意見は何ら開陳されておらなかつた。ただ單に公共企業体の獨立採算の立場から、赤字克服に對して止むを得ず賛成するといふ言葉が多分出されたのであります。そうしたことはなく、もう少し合理的運営に對する建設的意見を出して、そうして又それに熱意を当局が示したときに、初めて止むを得ず賛成するといふ言葉が出なければならぬではないかと思つております。こうした言葉を出されること自体においても、すでに各派の諸君がこの運賃値上りに対しては、國民に影響するところ大なるを知ることが故に、こうした言葉を以て賛成されておるというところを考えなければならぬと思ふのであります。赤字克服の点につきましては、まだいろいろありまして、例へば現在の國鉄の外郭団体の存在をいたしまして、鐵道弘済会を初めとし、主なものでも十五に上つ

ております工事会社或いは荷役会社等があります。それが御承知のように二十二年年度の會計検査報告にも指摘されておりましたように、拂下げ等につきまして非常に不正事実があるといふようなことも指摘されております。而もその弘済会においても、約一億四千万といふようなことも言われておるのであります。こうした外郭団体の整理を、十分に實行して、そうして會計検査報告にまでこのよう不正事実に対する指摘を受けるようなことなく、真正を十分すれば、少くともまだ赤字克服の財源は多分にあるといふことを私は言ひ得るかと思ふのであります。そればかりでなくして更に石炭費の面についても、本年度の計画ではトン当たり平均カロリは六千五百から六千二百カロリであるとしておられますが、昨年度の実績平均五千六百二十カロリに比して相當の上昇をされておられますので、十分その点からも石炭の節約も出て来るわけでありまして、而も御承知のように配炭公団の廢止に伴ひまして、公団手数料等も會ではトン当たり六百五十円、これを今回當局は四百五十円と発表されておるが、これも我々の計算によりますれば、少くとも三百五十円程度までに削減することができるわけでありまして、つまり七百五十万を消費するところの國鉄が、トンについて六十五円のそこに利潤を生み出す方法を考へるといたしましては、八十億からの赤字の克服には、何ら運賃を上げなくても解決ができるということも私は附加して申上げたのであります。十万人の行政整理をして、そうして赤字を克服して獨立採算

制を確立するのだといつた当局が、少くとも十万人の人事の行政整理をして、何らその身に對する保障すら今確立しておらない。たまたま僅かの日にちにおきますところの、僅か三ヶ月か四ヶ月かの今日において、これに何加えて、大衆にむしる犠牲を負わせるところの運賃の値上げ改訂に對しましては、私は無所屬懇談会を代表いたしました、今まで申上げた理由によりまして反對せざるを得ないのであります。(拍手)

○議長(佐藤武蔵) 内村清次君。(内村清次君登壇、拍手)
○内村清次君 日本社会党は、政府の提出いたしました國有鐵道運賃法の一部を改正する法律案に對しまして反對を表明するものであります。
理由の第一は、國有鐵道及び海運事業は公共企業としての特性を持つものであります。運賃は物価政策の重要な基礎となるものであります。そうであるから、貨物運賃は十分に経済政策、物価との調整を考慮に入れまして決められなければならないのであります。勿論國鉄並びに海運の運賃は、政府の説明するところによるまでもなく、輸送原価よりも低廉であるとするところは、國鉄赤字の主因であるといふことも認めるものであります。併しながら運賃は先程申しましたごとくに物価政策の基礎でありまして、運賃値上の影響は又各方面に多大のものがあるといふことを考慮せねばなりません。即ち輸送原価、負担能力の外に、広く一國の経済政策の見地から考慮せらるべきであると思ふのであります。

この度の鉄道運賃八割値上げが、目下デフレ不況に悩んでおられるところの国内産業と民生に多大の影響を與える点を考慮に入れなければならないのであります。即ち運賃値上げは当然公定価格の値上げに伴ひまして、米価、ガス、電気料金その他の公価の値上げに更に拍車をかけることは、必然的であると言わねばならないのであります。一方給與ベースはこれを改訂しない。こういうような状態の下に、又給與の運賃欠配に悩んでおられるところの労働者、倒産に瀕しておられるところの中小企業者、これらの労働大衆の生活の上に多大の悪影響を與えることを最も憂慮せねばならないと思ふのであります。それと同時に、この運賃値上げを公定物価の値上げに吸収いたしましたとしても、一般産業は目下デフレ不況でありまして、有効需要は更に不足、その打撃は正に致命的であります。先般の公聴会におきまして、中小企業団体代表の言葉は誠に我々の胸に切々と打つものがあるのであります。特に全国二百二十五万の林業関係、木材業を初めといたしまして、鉱石、砂利、バラス、亜炭、家具、農産物関係等、広汎な一般産業は全く衰退の危機にすら迫詰められておるのであります。このようない般産業に大きな打撃を與える点におきまして、我が党はこの八割値上げには遺憾ながら反対せざるを得ないのであります。

理由の第二点は、日本経済の現状からいたしまして、国鉄の独立採算はむしろ漸を追うて行くことが適切であると信ずるものであります。即ち国鉄の経営面から見まして運賃値上げは避け難いといふことはよく存じておりますが、一國経済への打撃を軽減するため、これを漸進的に而も計画的に行ひまして、特に今日の不況下に悩んでおりますところのこのときに、運賃値上げが却つて国鉄の利用減となりまして、更に収入減を招くことを我々は考へなければならぬのであります。先の旅客運賃六割の値上げの結果におきまして、この事例を見ましても明らかであります。まず、即ち当初旅客運賃六割の値上げによりまして二百三十一億の増収を見込んでおつたのが、結局利用減によりまして百四十四億の収入にしかつておりません。差引八十七億の減収、即ちこの赤字の主因といふものがここにあらざることを我々は銘記せなければならぬのであります。今後は更にデフレ不況が深刻になることを見込みましたならば、如何に貨物運賃の利用減の率を少く見積つてはおるといふものは多大であるといふことを予想しなければならぬ。その結果物資の輸送は地獄的の憂鬱を來たしまして、日本再建計画のこの常道といふものが停頓し、而も又鉄道自体もその結果におきましては、運賃値上げが悪影響をして収入減をするといふような、こういう結果となりますれば、何のため値上げをするのか、その基本的な理由すらなくなりますことを我々は考へなければならぬのであります。

以上述べましたような主要な理由によりまして、日本社会党は、日本経済の安定平常化と脱み合せて、計画的に、漸進的に値上げを主張するものでありまして、政府案のごとき一挙に八割の値上げをする、海運九・三割の値上げするといふことがごときことに對しましては反対を表明するものであります。

○議長(佐藤岡武君) 中野重治君。(中野重治君登壇、拍手)

○中野重治君 日本共産党はこの値上げ案に反対であります。日本共産党は貨物運賃を八割乃至九割三分七厘値上げするといふことに反対である。その理由を簡単に述べよう。

先ず第一に、こういう無茶なことをやれば国の産業が破壊される、これが第一。これは先程委員長の報告の中にも触れられました。木材産業の問題なんかがある。委員長は北海道の方からよく御存じでありましようが、北海道について見ると、こういう値上げをすれば、今までのさへ価格の中の運賃部分が八三割であつたのが一五割に上る。山元価格を更に一五割はみ出るというふうなことになる。これは勿論業者の破綻を招きます。現に業者の三五割が仕事をやめ転業、廃業して五〇%になる。そうすると業者二十万が路頭に迷う。山林木材関係の労働者が二百二十五万困つて来る。家族を合せれば千二百万人がその日に困るやうになつて来る。関連産業の人を入れれば二千五百万の人々が苦しんで来る。これは皆さん或る程度までなたもよく御存じのことです。木材、石炭、セメント、農作物、水生物、こういうものは逆に言へば八千万全同胞に關して来るのであつて、この値上げといふものは八千万人の我々の生活を破壊するといふことになる。これが第一の問題です。

第二の問題は、こういうことをやつてみても、それはやれぬ。實際効果がな。赤字を埋めるとか何とか言つておりますけれども、それは實際にできない。これは今度吉田内閣になつてから二度目の値上げでありますけれども、これをやつてもうまく行かないといふことは、今日までの何度の値上げがどういふ結果に立至つたかといふことで証明されてゐる。五月に、さつきも社会党、無所属の代表の方が言われましたように、六割の旅客運賃の値上げをやつてゐる。それでも追つつかない。十方乃至十二万人を相当程度棍棒を動員して首切つたけれども追つつかない。そうしてあの八十七億といふような数字が偽りの数字であるといふこととすでに明らかに証明されてゐる。そういうものをこういう値上げで埋めようとしてもそれは駄目だといふことは、過去の経験から分るだけであつて、運輸省が出した文書によつて証明されてゐる。運輸大臣もよく知つてゐるだらうと思ひますが、国鉄の七十五周年記念のとき金を使つて祭をやりましたが、あのドンチャン騒ぎの祭のとき、仕事の一部分としてパンフレットを作つて我々に配付して來た。諸君すでにこれを讀んでゐる筈だ。あの中にちゃんと書いてある。運賃を値上げして金を儲けようといふ場合には、貨物運賃の値上げは駄目だ。旅客運賃の値上げをやつた方が儲かる。なぜかと言へば、人間は幾らでもきつぱり詰められる。貨物といふものは幾ら儲けを上げようと思つても、一定の嵩を持つてゐるからして、これはもう詰め込むことはできない、ちゃんと書いてあります。

幾ら吉田総理大臣が民自党の中ではワン・マンであるといつても、一安の容積を持つてゐる貨物を縮めることはできない。(笑聲) こういうことは到底できない。若しこういうことをやろうとすれば、それは第一段の問題から明らかになつて、日本の産業を徹底的に破壊する。中小業者を全部ベター面にぶつ潰してしまふといふことをやつて、そしてこの日本の全経済をどこかに持つて行くといふのでなければこれはできない。これは明瞭であります。このことは民自党の諸君も御承知であつて、この二十八日に木材関係の業者の代表、関係労働組合の代表の方が來られて各党の人が皆會つております。これは録風會では寺尾議員が會つてゐる、民自党では西山議員及び淺岡君が會つてゐる、社会党では木下君、民自党から高橋君、共産党の我々も行つております。從つてこの際の人々が個人としては皆この値上げ案に反対だといふことを言つてゐる。現に民自党の西山君のごときは吉田総理大臣の郷里の土佐で木材業を営んでゐる。この人は困るやうと言つてゐる。だから「淺岡君よ、君は我が党の中でも政治力がある。君が一つ奮闘して貰ひたい」と、こう言つてゐる。その際に淺岡君は「自分は……」(笑聲) これは決して笑ひ事ではありません。よく考へて頂きたい、「個人としては反対だけれども、党には党の意見といふものがある。なか／＼うまく行かんことがあるのだ」といふ話があつた。そこで業者並びに組合の代表から、「そういうことはあるだらう。併しなからこの問題は国と人民全体に關することなんだか

ら審問して貰いたい。私は……私はといふのはその発言者ですが……「私は浅岡先生のジャンバルジャンを背見たことがある。非常に感動した。一つそのつもりで国会で審問して貰いたい。」(拍手、笑聲)それでですね、その際、浅岡君は言葉に詰つておる。この言葉に詰つたということは、やはり浅岡君の中に一片の良心が残つておる証拠だろうと我々は思う。(個人のなことを言うな)と呼ぶ者あり、(笑聲)これを個人的なものだと言おうとする者こそ全く個人的だ。それでそれから、この問題に關してはすべての党派が事実はよく分つておる。(人身攻撃をやるな)と呼ぶ者あり)何が人身攻撃だ。それだから、そのときこういふことを言われた。「各党には党の問題があるだろうが、党の分裂を踏しても国と人民を救うというために働くならば、その人は政治的生命を将来に亘つて持つだろう。又我々はこれを持たせる。そうでなければその政治的生命は失われるだろう」と言明しておる。それでそれから、この問題は単に一決案の問題ではありません。ここでこれを無理にやれば国の産業が全く破壊される。これをやつたところで実際はうまく行かない。無理にやろうとするならば、国を徹底的に破壊するということではなればやれない。そのことはすべての人がよく分つておる。それだからすべての人がよく分つておるそのことを、彼らの中にある日本人としての最後の良心のかけを生かす方向へ我々は進めればよい、勇気を持つて……。そうすれば国の産業も破壊されずに済む。国鉄の復興も完全になる。單に木材、砂利、

石炭、農産品関係の人々の生活が助かるということだけでなく、それによつて、それと不可分の相当部分を占めるところの日本の全人民の生活が明るい方向に行く。このことをすべての人が分つておるのにやらないとすれば、それは、その心事を疑われるということになります。私は多くの諸君がこのことはすでに御承知のことなんでしょう、その承知のこの案を実行するといふ勇氣を振るつてこの案に必ず反対されるであらうということも期待して、我が党の反対の意見を述べます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は結局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 日程第七、図書館運営委員長報告。図書館運営委員長三木治郎君。

〔審議報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔三木治郎君登壇、拍手〕

○三木治郎君 図書館運営委員会におきましては、国立国会図書館法の規定に基づき、国立国会図書館の経過報告の件、国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案に関する件、並びに国会図書館法による出版物の納入に関する規定に関する件等につきまし

て審査いたしましたので、その経過並びに結果をここに御報告申し上げます。先ず国立国会図書館の経過について、国立国会図書館長より昭和二十四年四月以降同年九月まで半々年間に亘るところの報告を受けたのであります。その大要を申し上げますと、国立国会図書館職員の仕事については、その数、館長以下四百九十一名、内主事以下百八十九名、雇用人三百二名となつており、部局長の変更については管理部長と支部図書館部長が交代したのとこととであります。次に庁舎については、議事室内に調査及び立法参考局分室を設けまして、同局の大部がこれに移転し、更に九月に三宅坂に庁舎を建築し、分室といたしました。議事室内の調査及び立法参考局の大部、国際業務部、一般参考部の官庁出版物課がこれに移転いたしましたこととであります。又図書及びその他の図書館資料は、九月末現在において図書及び、パンフレット三十五万五千七百七十四冊、雑誌三千五百八十五種、新聞通信類四百二十九種、その他地図、楽譜、レコード等三千三百七十二点となつておるのであります。本年度図書館資料受入数は図書二万九千八百二十六冊、雑誌三千七百九十八種、新聞四百四十一種、その他地図、レコード、楽譜等九百三十七種、図書登録数は総計五万四千二百二十一冊であります。整理数は和漢書が三万三千二百二十冊、洋書五千九百四十三冊であることとであります。国会に對する奉仕といたしましては、調査及び立法参考局がこれに當りまして、本年五月に法律資料整備委員会を設置いたしました種々便宜を國會と共

に、審査件数も法制、政治、産業、貿易、農業、財政、金融、文教、社会、労働等、その数百十六に亘つておることとあります。又立法資料の刊行をなし、その奉仕に努めており、更に行政、司法各部門、一般国民への奉仕についても努力をいたしておることとあります。圖書の国際交換につきましては、国及び地方公共団体の出版物の納入三万三千七百四十一冊、国際交換用といたしまして、外国に送付いたしました数二万七千六百七十五冊、各政府間交換圖書及び逐次刊行物七千六百五十七冊となつております。尚又エネスコ本部より国立国会図書館が日本における圖書交換機関に指定され、国際交換の斡旋等をもなしておることとあります。委員会としましては別に異議もなく、以上の報告を承りましたのであります。

次に、国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案について申し上げます。この規程は、行政部門支部図書館の設置されている関係府設置法の制定に伴つて支部図書館の名称を変更すること、支部通信省図書館を支部郵政省図書館及び支部電気通信省図書館の二つとしたこと、及び日本学術会議に支部図書館を設置すること等を内容とするものであります。本委員会は慎重審議の上、所要の措置であることと認めまして、承認を與へることに決定いたしましたのであります。

次に、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程は、先に國會において通過いたしました国立国会図書館法の一部を改正する法律により設け

られました出版物の納入に関する規程でありまして、すでに七月一日から施行されているものであります。本委員会はこの処置を妥當と認めまして、事後承認を與へることに全会一致決定を見た次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第八より第十までの諸議及び、日程第二百三十六の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。労働委員会理事平野善治郎君。

〔審議報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔平野善治郎君登壇、拍手〕

○平野善治郎君 只今議題となりました諸議第十七号、失業対策確立に関する諸議、同第二十一号、土産労働に關し労働基準法特例設置等の諸議、同じく第六百二十五号、賃金遅拂および分割拂消対策に関する諸議及び陳情第三十四号、失業救済事業実施に關する陳情、右の四件につきましては、労働委員会において審査の結果、これを採択し、院議に付し、内閣に送付を要するものと決定いたしました。右御報告申し上げます。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの諸議及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

す。法務委員会理事宮城タマヨ君。

〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕

〔宮城タマヨ君登壇、拍手〕

○宮城タマヨ君 只今上程になりました
請願六件、陳情一件の委員会におき
ます審査の結果につきまして御報告申
上げます。

請願第九十六号は福井県三國町に簡
易裁判所の設置、請願第五百五十九号
は広島県吉田町に簡易裁判所設置、
請願第六十九号は岐阜県中津簡易
裁判所に地方裁判所の支部併置、請
願第五百十三号は岐阜地方裁判所大垣
支部を甲支所に昇格、請願第六百五
十八号は静岡市に東京高等裁判所支部
設置の請願で、これらはいずれもその
趣旨は誠に適當なものと認めました。

又陳情第四十七号、住民登録法制定に
関する陳情は、現行寄留制度を改革し
て住民登録法を制定し、常住人口の正
確な把握、各種選挙人名簿の作成、生
活必需品の配給事務、徴税事務、予
防接種の実施、その他複雑な市町村行
政事務の簡素化に資し、市町村の財政
的負担を軽減したいという趣旨で、こ
れ又適當なものといひまして、いず
れも採択の上内閣に送付することに決
定いたしました。次に請願第四百四号
戸籍法の一部改正に関する請願は、衛
生上の見地から出産には医師、助産婦
が立会うように改正されたいという趣
旨でございます。このことは立法事項
でございますから、委員会におきまし
ては、今後立法に当りまして考慮する
べきものであります。採択して、内閣
に送付するものと要しないものと決定

した次第でございます。

右御報告申し上げます。（拍手）

○議長（佐藤尚武君） 別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は委員長報告の
通り採択し、日程第三十の請願の外は
内閣に送付することに賛成の諸君の起
立を求めます。

〔総員起立〕

○議長（佐藤尚武君） 総員起立と認め
ます。よつてこれらの請願及び陳情は
全会一致を以て採択し、日程第三十の
請願の外は内閣に送付することに決定
いたしました。

○議長（佐藤尚武君） この際日程第三
十一及び第三十二の請願を一括して議
題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君） 御異議ないと認
めます。先ず委員長の報告を求めま
す。外務委員長野田俊作君。

〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕

〔野田俊作君登壇、拍手〕

○野田俊作君 請願第四百五十五号は、
鹿児島県大島町の村有金十九号が昭和
二十一年十月以来連合軍に無料接収さ
れておりまして、同村としては金十九
の使用料が大きな財源であつた関係
上、村財政逼迫のこの際同船の返還を
取計られたいとの趣旨であります。

次に請願第四百五十二号及び第四百六
十九号は、前国会を通過した在外公館等
借入金整理準備審査法に基く施行細
則を明年三月に繰上げ公布して、終
戦當時政府が在外邦人から借入れた資

金の支拂を促進して欲しいとの趣旨で
あります。委員会は以上の請願を審議
の結果、いずれも願意を適當なもの
と認め、これを採択し、議院の會議に付
し、且つ内閣に送付すべきものと全会
一致を以て決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（佐藤尚武君） 別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。

〔総員起立〕

○議長（佐藤尚武君） 総員起立と認め
ます。よつてこれらの請願は全会一致
を以て採択し、内閣に送付することに
決定いたしました。

○議長（佐藤尚武君） この際、日程の
順序を変更して、日程第三十三より第
四十三までの請願及び日程第二百四十
二の陳情を一括して議題とすることに
御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君） 御異議ないと認
めます。先ず委員長の報告を求めま
す。大蔵委員長黒田英雄君。

〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕

〔黒田英雄君登壇、拍手〕

○黒田英雄君 只今議題となりました
大蔵委員会における請願及び陳情の審
査の経過並びに結果を御報告いたしま
す。

請願第二百五十九号、機帆船積貨物
の海上保険料率引下げに関する請願、
本請願は機帆船積貨物の海上保険料率

は高過ぎるので引下げられたいという
趣旨であります。未だ海上の危険が多
く、早急に引下げることが困難であり
ますが、将来は下げらるべき性質のも
のでありますので、採択しました。

請願第三百四十九号、超過供出に対
する課税および桑園の二重課税撤廃の
請願、この請願は超過供出に対する課
税を撤廃して生産意欲を向上させると
共に、桑園所得と繭の生産所得に課税
する二重課税を撤廃されたいという趣
旨であります。食糧生産の緊要なる今
日、超過供出に対する課税の免除は考
慮すべきであり、又桑園の二重課税に
ついては査定の際誤りをなくするため、
採択いたしました。

請願第三百五十四号、所得税調査委
員制度設定に関する請願、この請願は
各税務署管轄ごとに納税者の公選によ
る所得調査委員制度を設けられたい
との趣旨であります。現在は税務機構
が確立してないの、本制度を採用す
ることは妥當であると認めて採択いた
しました。

請願第四百八号、豪風雨被害者に対
する税金減免の請願、本請願は前回の
台風によつて鹿児島県を中心とした地
方は大被害を蒙つたので、灾情に即
した減免の処置を早急に講じられたい
との趣旨であります。被害者を若干で
も救済する意味で、この趣旨は妥當で
あると認めて採択しました。

請願第四百一十一号同及第四百七十
号、国民金融公庫拡充に関する請願、
本請願は、国民金融公庫の資本金を増
額し、又支所を増設して大衆の便宜を
図られたいという趣旨であります。現
在の国民金融公庫は極めて發達であり

まして、この趣旨を実現させることは
妥當であると認めて採択しました。

請願第四百四号、所得税の同居家族
合算申告制度に関する請願、本請願
は、所得税について行われている同
居家族合算申告制度は、婦人の社会進
出の意欲を妨げているから同制度を廃
止されたいというのであります。資産
所得課税については廃止は困難であり
ますが、勤労所得税については適切と
認めて採択しました。

請願第五百四十号、大阪市高速度鉄
道工事促進に関する請願、本請願は、
見返資金を使つて失業救済に最も効果
ある大阪市高速度鉄道工事促進せら
れたいという趣旨であります。この工
事は失業対策に適しているの、見返
資金制当の際考慮すべき価値があると
認めて採択しました。

請願第五百四十四号、国民金融公庫
宮崎支所設置に関する請願、本請願
は、中小企業者の多い宮崎県に国民金
融公庫の支所を設けられたいという趣
旨であります。支所の拡張は緊要であ
ると認められるので採択いたしました。

請願第五百九十四号、福岡県添田町
二又トンネル爆発災害の救済更生に
関する請願、本請願は、元軍用火薬を
焼却処分中、爆発して死傷者を出した
のみならず、衣類、家具類に大被害を
出したので、速かに救済の処置を講ぜ
られたいというのであります。未だ何
らの救済も講じられてないの、早急
に補償する必要があると認めて採択し
ました。

請願第六百六十四号、雑物消費税引
下げによる交付金算定の請願、本請願

の趣旨は、織物消費税引下げに伴う補償について納税証拠書類等により算定されたいというのであつて、適切な算定方法であると認めて採択しました。

請願第六百七十三号、自動車産業に
對する月賦販売資金融資の請願、本請
願は輸送計畫確保のため自動車（トラ
ック、バス等）の月賦販売によつて自

動車の入手を容易にできるよう、日銀の補償によつて融資されたいとの請願であります。自動車（トラック、バス等）を普及せしめるため、何らか考慮することが適當と認められますので採択しました。

陳情第四十一号、被災都市の火災保険料率変更に関する陳情、この陳情は、被災地は火災防止の態勢が確立せられて、安全度は著しく向上し、非被災都市と区別する理由を認められないから、火災保険料率を非被災都市と同率とせられたいというのであります。適当な趣旨と認めて採択しました。

以上十三件は内閣に送付する必要あるものと認めて採択した次第であります。(拍手)

○議長(佐藤陶武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤寅次郎) 総員起立と認め
ます。よつてこれらの請願及び陳情は
全会一致を以て採択し、内閣に送付す
ることに決定いたしました。

○議長（佐藤尚武君） この際、日程の順序を変更して、日程第四十四より第

六十九までの請願及び日程第二百四十三及び第二百四十四の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○謹叢(佐藤岡武君) 御異議ないと認
めます。先ず委員長の報告を求めま
す。文部委員会理事松野喜内君。

〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕

〔松野喜内君登壇〕

○松野喜内君　只今議題となりました請願八十二件、陳情四件につきまして、文部委員会の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

請願第十二号外六十八件、陳情第九十三号外三件は、六・三制予算の増額と義務教育における定員定額制の廃止に関するものでございます。請願第五百六十七号外三件は、国宝の修理、保存、研究並びに現状変更に関するものであります。附屬第一号外八件は、

は、曆法審議会の設置、科学研究費、育英事業費の増額、国立学校の設置、戦災学校等に対する復興貸付金の復活及び積雪地方の児童、教職員に対するゴム長靴の配給等に関するものでございます。

以上につきまして本委員会は十分慎重に審議いたしました結果、いずれも請願、陳情の趣旨を適当と認めまして、これを採択いたし、政府に送附すべきものと決定いたしました次第であります。

ります。これが審議の詳細につきましましては委員会の速記録により御了承を願いたいと存じます。以上を以ちまして只今議題となりました文部関係の請

願、陳情について御報告を終ります。
 (うまいぞと呼ぶ者あり、拍手)
 ○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 議員起立と認め
ます。よつてこれらの請願及び陳情は
全会一致を以て採択し、内閣に送付す
ることに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第七十より第九十七までの請願及び日程第二百四十五

の陳情を一括して議題とすることに御
異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤岡武君） 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。厚生委員長塚本重藏君。

〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕

〔塚本重藏君登場、拍手〕

○塚本重藏君 只今上程せられました請願四十四件、陳情二件につきまして、厚生委員会における審議の経過とその結果を御報告申し上げます。

日程の第七十より第七十六までの請願十一件、及び日程第二百四十五の陳情二件は、いずれも国民健康保険に關するものでありまして、青頭及び東青

の趣旨は、国民健康保険に對する国庫補助の増額、事業費の全額国庫負担、直営診療所設置費国庫補助等いずれも予算増額に関するものであります。日

程第七十七より第八十七までの請願十一件は医療及び公衆衛生に関するものでありまして、療養所の予算の増額、看護婦、助産婦の再教育費増額及び待遇改善、秘島、指宿、開聞、尾久島一帯及び妙高高原一帯を国立公園に指定、上野公園不忍池埋立反対、高知県須崎町の上水道増補改良工事費国庫負担増額等の要望であります。日程第八十八より第九十三までの請願六件は社会福祉関係のものでありまして、請願の要旨は未亡人母子の保護、入院者の生活扶助基準額の引上げ、社会事業基本法及び授産事業法の制定、消費生活協同組合法の一部改正、地方公共団体が公共施設として利用する普通国有財産を行政財産に移譲せられたい等の請願であります。

以上申上げました請願二十八件、陳情二件につきまして、委員会におきましては各紹介議員及び政府当局よりの説明を聴取し、或いは民間団体の意見と意見交換等、調査する等、各該二件

り検討いたしましたして慎重審議の結果、いずれも議院の會議に付して内閣に送付すべきものと決定いたしました。

日程第九十四より第九十七の請願十六件は、いずれも身体障害者の福祉法を制定して貰いたいとの要望でありますが、本国会にはすでにこれらの要望

に應えまして、厚生委員發議にかかり
ます身体障害者福祉法案が提出せられ
まして、只今審議中でありますので、これと完議二つして採択し、内閣

以上御報告を終わります。(拍手)
○議長(佐藤陶武君) 別に御発言もな
した。

ければ、これより採決をいたします。
これらの請願及び陳情は委員長報告の
通り採択し、日程第九十四より第九十
七までの請願の外は内閣に送付するこ
とに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認め
ます。よつてこれらの請願及び陳情は
全会一致を以て採択し、日程第九十四
より第九十七までの請願の外は内閣に
送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の
順序を変更して、日程第九十八より第
百五十三までの請願及び日程第二百四
十六より第二百五十二までの陳情を一
括して議題とすることに御異議ござい
ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○議長（佐藤尚武君） 御異議ないと認め
ます。先ず委員長の報告を求めま
す。農林委員会理事石川準吉君。

〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕

〔石川進吉君登壇、拍手〕

○石川澤吉君　只今議題となりました
請願、陳情につきまして、農林委員会
におきまします審議の経過並びに結果を
御報告申し上げます。

昨十一月三十日まで、農林委員会に付託せられましたところの請願、陳情は、請願におきましては六十八件、陳情におきましては十二件であります。

これらにつきまして委員会におきましては慎重審議をいたしました結果、只今議題となりましたところの請願即ち日程第九十八以下五十七件、陳情日程

100

議事日程変更の件 東北鉱山の鉱業政策確立に関する請願外十六件 議事日程変更の件 小名浜海上保安署に係る請願外十六件 東北鉱山の鉱業政策確立に関する請願外十六件 議事日程変更の件 小名浜海上保安署に係る請願外十六件

第二百四十六以下六件、これらはいずれも土地改良或いは災害復旧の完遂、或いは農業補償制度の拡充、或いは食糧政策の刷新等であり、農林業の発展及び民生の安定のために極めて重要な事項でありますので、願意を妥協と認め、院議に付し内閣に送付することに決定し、次第であります。簡便でありますが御報告申し上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第五百四十四より第六十までの請願及び日程第二百五十三より第二百五十六までの陳情を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。通商産業委員会理事廣瀬與兵衛君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

○廣瀬與兵衛君 只今議題となりました請願及び陳情に関する通商産業委員会の審査の結果について御報告申し上げます。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

○小泉秀吉君登壇、拍手

○副議長(松嶋善作君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸委員会理事小泉秀吉君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

○小泉秀吉君 只今議題となりました日程第六十一より第九十三までの請願及び第二百五十七より第二百六十までの陳情につきまして、詳細は委員会の速記録を御覧願うことにして、

委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

〔議員起立〕

○副議長(松嶋善作君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第六十一より第二百五十七より第二百六十までの陳情を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。郵政委員長山田佐一君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔山田佐一君登壇、拍手〕

○山田佐一君 只今議題となりました請願について、郵政委員会の審査の結果、過並びに結果を御報告いたします。日程第九十九から二百号、以上七件、いずれも所在地の情勢変化に伴う郵政関係の官署又は施設の改善に関するものであります。審査の結果、委員会はいずれも願意を妥協と認め、これを採決し、議院の會議に付し、且つ内閣に送付すべきものと、全会一致を以て決定いたしました次第であります。

〔以上御報告申し上げます。(拍手)〕

○副議長(松嶋善作君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第二百一より二百七十七までの請願及び日程第二百六十一より第二百七十七までの陳情を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。建設委員会理事島津忠彦君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔島津忠彦君登壇、拍手〕

○島津忠彦君 只今議題となりました諸請願十七件及び陳情十件につきまして、建設委員会の審査の結果を御報告いたします。

○副議長(松嶋善作君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第二百一より二百七十七までの請願及び日程第二百六十一より第二百七十七までの陳情を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔木下辰雄君登壇、拍手〕

○木下辰雄君 只今議題となりました諸請願八件、陳情一件に関しまして、水産委員会における審査の結果を御報告いたします。

停車場線、小野田太田線中、御釈迦堂とつげの改修、及び下関市、小野田市内の道路の補修補修に関するものと、愛知県知多半島島崎、高浜間の架橋に関するものであります。この外、山形県最上地域総合開発の促進、滋賀県愛知川沿岸の総合開発、東京都文京区上野の整備事業、及び接収土地家屋の借上料増額に関するものであります。各諸件は建設委員会において、現下最も重要な治山治水、災害復旧の施策として、又地方交通産業の発展のために甚だ重要なものとして、又特定地区の開発、戦災都市復興整備等のために、これを院議に付して内閣に送付することを要するものと決定いたしました次第であります。右御報告いたします。(拍手)

○副議長(松嶋善作君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第二百一より二百七十七までの請願及び日程第二百六十一より第二百七十七までの陳情を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔木下辰雄君登壇、拍手〕

○木下辰雄君 只今議題となりました諸請願八件、陳情一件に関しまして、水産委員会における審査の結果を御報告いたします。

停車場線、小野田太田線中、御釈迦堂とつげの改修、及び下関市、小野田市内の道路の補修補修に関するものと、愛知県知多半島島崎、高浜間の架橋に関するものであります。この外、山形県最上地域総合開発の促進、滋賀県愛知川沿岸の総合開発、東京都文京区上野の整備事業、及び接収土地家屋の借上料増額に関するものであります。各諸件は建設委員会において、現下最も重要な治山治水、災害復旧の施策として、又地方交通産業の発展のために甚だ重要なものとして、又特定地区の開発、戦災都市復興整備等のために、これを院議に付して内閣に送付することを要するものと決定いたしました次第であります。右御報告いたします。(拍手)

○副議長(松嶋善作君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第二百一より二百七十七までの請願及び日程第二百六十一より第二百七十七までの陳情を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔木下辰雄君登壇、拍手〕

○木下辰雄君 只今議題となりました諸請願八件、陳情一件に関しまして、水産委員会における審査の結果を御報告いたします。

停車場線、小野田太田線中、御釈迦堂とつげの改修、及び下関市、小野田市内の道路の補修補修に関するものと、愛知県知多半島島崎、高浜間の架橋に関するものであります。この外、山形県最上地域総合開発の促進、滋賀県愛知川沿岸の総合開発、東京都文京区上野の整備事業、及び接収土地家屋の借上料増額に関するものであります。各諸件は建設委員会において、現下最も重要な治山治水、災害復旧の施策として、又地方交通産業の発展のために甚だ重要なものとして、又特定地区の開発、戦災都市復興整備等のために、これを院議に付して内閣に送付することを要するものと決定いたしました次第であります。右御報告いたします。(拍手)

○副議長(松嶋善作君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第二百一より二百七十七までの請願及び日程第二百六十一より第二百七十七までの陳情を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔木下辰雄君登壇、拍手〕

○木下辰雄君 只今議題となりました諸請願八件、陳情一件に関しまして、水産委員会における審査の結果を御報告いたします。

て、却つて十三億の増収が見込まれてゐる点、勤労大衆の犠牲の上に米価、賃金、物価の基礎体系が相互に矛盾しておるという点、失業対策の不完全、特に給與ベース改訂や失業対策の欠如等においては、憲法初め國家公務員法、人事院規則を無視したる点、薪炭特別会計のごとき、不正をも含んだ補正予算であるという、この以上の理由に基きまして、日本社会党は政府の提出いたしました二十四年度補正予算に反対を表明するものであります。

○議長(佐藤賢武君) 城義臣君。

〔城義臣君登壇、拍手〕

○城義臣君 私は民主自由党を代表いたしまして、只今議題となりました昭和二十四年度補正予算案に賛成の意を表明するものであります。

顧みますに、終戦後の歴代内閣の使命は、端的に申しますならば、如何にしてインフレを終絶せしめて国民生活を安定するかにあつたと存じます。この点については国民の誰もが異議のないところであります。吉田内閣が先に昭和二十四年度当初予算案編成に当りまして、この難事の中の難事であるインフレーションを克服し、経済の安定を回復することに全力を傾け、その基本方針として、いわゆる経済九原則の線に沿ひ、真に総合的な予算の均衡を図ることに重点を置かれたことは、当然過ぎる程当然のことでありまして、かくしてその施策の結果は次第に現われ、民生安定の基盤である、さし終戦以来歴代内閣が苦心を重ねたインフレ克服の難事業が、吉田内閣の機宜を得たる政策により、ここに実を結びつつある厳然たる事實は、(拍手)国民といたしまして衷心より御同慶に堪えないところであります。(拍手、笑聲)

この歴然たる事實は、祖国の一日も速かなる再建を希う健全にして而も良識ある八千万同胞諸君のひとしく認めるところでありまして、曾てはリニエックを担ひ、モンペをはいて食糧を滞り廻つたあの悲惨な状況を思い浮べますと、全く隔世の感がいたすのは決して私一人ではないと存するのであります。

す。(拍手、笑聲) 一部の階級的偏見論者の中には、この日本復興の事実や速度に対しては、故意に目を蔽ひ、(ふん)と呼ぶ者あり、又国民をして目を蔽はしめんとする者がないではないと云ふ者あり、(それはそのことだ)と云ふ者あり、大局的見地に立つて考えたらば、如何に諍弁を弄し、また速さを無視するとはできないと、敢て力説したいのであります。経済安定がその緒に著いたことは、即ち政府の施策よろしきを得たと共に、連合軍、特に米國政府の理解と援助に待つことが大であつた事実をも併せまして、感謝しなければならぬと確信するものであります。(笑聲、静かにしる)

さて、今回の補正予算案も、申すまでもなく、この試験済みの基本的な考え方方を踏襲して編成されたものであります。即ち本予算の性格を端的に申しますならば、要するにインフレ終絶の予算から復興予算転換への橋渡しであり、而も十五ヶ月の予算として明年度予算の全貌をも見ることができるところにその特徴があるものであります。その主眼とするところは、第一にシヤウパ勧告の趣旨に則り、国民負担軽減の一部を本年度内に実現することであり、第二に懸案の価格調整費を大幅に削減すること、第三に公共事業費、失業対策費、地方交付金、その他緊急必要にして当面止むを得ざる経費を計上したことであり、第四に、価格調整費の削減が財源として、価格調整費の削減による不利益の外に、前年度の剰余金及び租税の自然増収等でありまして、その最も主たるものは実に減税でありまして、明年一月を期して暫定措置として、給與所得の源泉徴収分の軽減、物品税の軽減、尚シヤウパ勧告案に先立って取引高税、織物消費税及び清涼飲料税の廃止等によつて二百億の減税を行い、今年を通じての減税額は九百億に達しているという実に画期的な国民負担の軽減であります。(拍手)第二点は、価格調整費を二百三十億大幅に削減したものであるが、この際これに削減は最も妥當な措置と言わなければ

ならないと存じます。第三点の公共事業費の追加額百六十六億六千万の内訳は、本年度発生した災害復旧費として八十五億を追加し、都市復興事業に要するものが五億、新制中学の校舎建設費補助として十五億、来年度の四十五億を見込めば合計六十億となり、明らかな見通しを有しているものであります。又引揚者一万五千人の住宅建築費七十二億の八割を國庫補助として計上するなど、いずれも適切な予算措置を講じつつ、而も当初予算に於いてとられた均衡予算の線を守りつつ、更に国土再建の面、教育の面、厚生福利施設の面にも政府の努力の跡を認めることができるのであります。以上の施策によつて日本経済の再建も必ずや前途洋々たることを國民と共に確信して疑われないものであります。

最後に、私は補正予算の審議中に感じました所見の一端を披瀝したいと考えてゐるものであります。御承知のことと、予算案の審議中しばしば、諸問題について同僚諸君から質問があつたのであります。私は質問そのものについてとやかく申すものではありませんが、質問の内容のポイントに國家の見地から遺憾の点があつたことは否めな事実であります。そも、我が國は憲法第九條に明記したごとく、永久に戦争を放棄し、平和國家としての決意を世界に宣明したてゐるのであります。軍備の放棄は憲法によつて嚴肅に宣言したところであり、これに對して我々は一点の疑いを持たず、又持つべきではないと思つてゐます。然るに在野党の一部の質問において、この点について種々の場合を臆測し、これはただ単に國民の真意に反するのみならず、更に重大なることは國際間の疑惑を惹起せしめ、我が國に對する諸外國の感情を刺激し、望ましくない影響を與へたものではなかつたか、と考へられるのであります。(拍手)現に我が國がボツダム宣言を極めて忠実熱心と実行しつつあることは世界の認むるところであります。(さうだ)と呼ぶ者あり)これに對して、日本人の中か

ら疑いを差込むがごとき論議をなす者が出て来ることは甚だ好ましくあらざることで、(それは誰の責任だ)と呼ぶ者あり)私は有害なものと極言をいたしたいのであります。(それは吉田総理だ)と呼ぶ者あり)新憲法の宣言は日常の國民生活における実践により身を以てこれを証明し、諸外國の前に事実によつて示さなければならぬことであります。これ即ち我が國が一日も早く平和的國際団体の一員となるゆゑであるとの確信をするのであります。(原稿が違つておるんじやないか)と呼ぶ者あり)然るに党略的な質問があつたことは誠に遺憾千万であります。平和と日本が世界に信を得て國際社会への復帰が一日も早く、この点、大局の見地に於いて考えられ、みずから判断すべきではないかと存するものであります。(賛成)みずから判断したか)と呼ぶ者あり)私は衷心から遺憾の意を表さざるを得ないのであります。(予算に對してか)と呼ぶ者あり)私はこのことを附加せまして、本追加予算案に賛成の意を表するものであります。(拍手)

○議長(佐藤賢武君) 木村福八郎君。

〔木村福八郎君登壇、拍手〕

○木村福八郎君 私は無所属憲法を代表いたしまして本予算案に反対するのであります。反対の理由は四つでございます。

その第一は、この補正予算案編成の基礎となりまして我が國經濟の現状と見通しに對する認識が、独断的で、全く間違つてゐることでありまして、即ち我が國經濟の現状は、インフレの一挙収束の措置と強制的な資本蓄積政策とによつてデフレーションの状態を呈していることは明らかなのであります。これはインフレ処理が通貨面の安定即ちマネタリー・スタビリティ・ポリシーに重点が置かれまして、これに對して經濟計画部がエコノミック・プランニングが裏付けされてゐないために、裏付けされてゐないどころでなく、むしろ逆に計西統制を撤廃しまして自由放任經濟に移行する政策をとつてゐることから起る當然の帰結なのであります。こ

のためにデイス・インフレの代りにデフレが招來されてゐるのであります。定してゐるが、政府は通貨、物価の安定を挙げておられますが、これは自然に安定したのでなく、安定措置によつて通貨が安定せしめられてゐるのであります。問題はドッジ・ラインにより安定措置を講じた結果、即ち通貨増発を一挙に止めた結果として、どういふ状態が現れてゐるかというところが問題なのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)その状態が失業と雇大なる滞貨と生産の減退傾向、こういうことになつて現れておるのであります。これは明らかにデフレなんの實體は定定していると言つては、理論的にも實際的にも世間に通用しないのであります。先程民自党の代表の方が声を大にして、安定であつて、安定しておるんだというのを言われまして、それがやはり独断であつたと思つてゐるものであります。經濟の見通しにつきまして、ローガン方式によつて、恐慌状態を呈しようとする世界經濟に入つて行くことによつて、我が國農村或いは産業界その前途には重大な困難が予想されるのであります。にも拘らず世界經濟の災情に目を蔽つて、徒らに今後經濟安定が強化されると、希望的独断を、安定という言葉を大にして、多数の力を頼んで強調することに、よつて正当化しようとしてゐるのに過ぎない。先程の民自党代表の大きな声による予算の賛成演説がありましたが、福澤諭吉先生は「空樽の音は高し」ということを言つておられます。中味の無い空つぽの樽の音はどほと高い。中味の充たした樽はどほと低い。中味の無いが、空樽の音に等しいのであります。大前報と中味は空樽政治であり叫んでゐるが、中味は空樽政治であり叫んでゐるが、中味は空樽政治であり

第二の反対の論拠は、この予算がデ

ておまする國民の税金を考えますと
まには、即ち今日の國民所得が三兆一
千億と申しておりますが、この三兆一
千億の中には、私は「たけのこ」生活に
よる所得、又産業界の資本食ひ潰しに
よる所得、含められておると思うので
あります。大蔵大臣が今後二十五年
度の予算を組むときには、このことを
考へにならなければならぬと思つて
おります。大體本予算並びに補正
予算を通じて國家の歳入は七千四百
億である。これに地方の財政を入
れますと、我々が凡そ一兆一千億に
近い税金を負担いたしておるとい
うことは数字の上に明らかであ
ります。この國民所得三兆一千億に
對しまして、前申上げました「たけ
のこ」所得を含めぬものと、三二
三%の税を考へますときは、即ち
一ドル三百六十円といたしまして、
我々國民の所得は僅かに米ドル一
ヶ年百十ドルしか所得がないとい
うことになるのであります。この貧
窮なる所得のうちより三五%の税を
拂うというところは、米國の國民
經濟の面における一週間の收入
くらゐにしか該當しないと思つて
おります。この點は政府において
も了解を得る場合に、よくこの
點を吞込んで貰うということが、
すべて國民負担の軽減を図る上
において、重要な要素となると
私は思つてゐる。その通り「ヒヤ
ー」と呼ぶ者あり。この點に關し
て吉田總理大臣は、外交に通じ、
その途に長けた人と思つてゐる
が、この年度の補正予算並びに
來年度の予算を通過して、金融
の政策について國家の産業を
興隆せしむべきところの何らの
施策を持たないといふことに對
して、内閣の責任に歸せしむる
ことなく、内閣一致の力を以て
今日金融に關して、國民が喘
苦しておることを、私にはな
げればならぬといふことを、
私はこの予算案の審議に當
つて特に高調かつたのであり
ます。「それで養成かなつた
あ」と呼ぶ者あり。

私は最後に、政府が公共事業費に相当の金を本予算案に計上したことを、たゞ一点、今日の農村、山村におきまして、いづれの方面におきましても、非常に待望いたしてあります。即ち平和国家の第二の國民を養成するところのこの新制中学校の費用に對して、僅かに十五億圓しか出しておられぬことは、我々緑風會の一同が非常に不満とするところであり、(拍手)これに對して少くとも来るべき二十五年の予算において百億以上の予算を計上されんことを特に要望いたしまして、私の本予算案に對する賛成の意思の表現といたす次第であります。

○議長(佐藤尚武君) 岩間正男君。

(岩間正男君登壇、拍手)

○岩間正男君 私は日本共産黨を代表して補正予算三案に反對の意見を表明するものであります。

昭和二十四年度補正予算の企図するところは、低賃金、低米価を人民大衆に押付け、購買力の減退によつて國內市場を活性化し、以て飢饉輸出を進行せんとするものであります。又この低賃金、低米価こそは、我が國産業の構造を貿易のための賃加工方式に切替へ、押付け輸入、恐慌輸入を通じて、國內の平和産業、中小企業を崩壊せしめ、軍需産業の復活、独占的大企業、の再建を狙つておるのであります。(その通りと呼ぶ者あり)而もその貿易は誠に高値に付いておる。而も隷屬的な貿易協定によつて行われておる。そして世界のあらゆる國家間の經濟關係の拡大を妨害するものであり、廣大なる未開拓の中央地区、ソ連地区、北朝鮮等の市場は殊更にこれを避けて、労働力をダンピングしてまで世界恐慌の真只中に、まるで夏虫のように飛込めんとする貿易であります。口に統制撤廃、自由経済と美辭を並べながら、大衆を收買し、又自由貿易、民間貿易と耳に響かせるが、祖國を売る。このやうな醜態、このやうな狡猾な現内閣の性格が、この補正予算には、はつきり出ておる。(祖國を売るとは何

だ、お前はどうか)と呼ぶ者あり)例えれば輸入に對して見ますと、百九十五億圓に及ぶ労働所得税の自然増収は、二十四年度上半期における物価の上昇に伴つて、民間資金の名目的な上昇、資本主義の合理化によつて生じたものであります。従つて下半期もそのやうなものを見込んでおるといふことは、正に独占的物價體系による收奪と、首切り、労働強化、実質賃金の切下げを狙つたものと云わなければならぬのであります。これに對して約五十六億圓の減税も、補給金の減少による物価の上昇によつて、減税どころか、大衆の生活はますます苦しくなり、これを正確に言へば、重税の負担を低賃金、高物價の圧迫に切替へ、実質賃金をいよいよ低下させるのであります。又新炭會計五十四億の赤字補填のごとき、政界、財界、官界の不正と腐敗を典型的に現わしたものであります。人民の重税によつてこれらの負担を賄ふといふやうなことは、誠に人を愚弄するも甚だしいと言わなければならぬ。更に百七十億に達する食糧會計繰入は、高い外國食糧を輸入してその結果農村に恐慌を持ち込む、自主的な食糧の増産を破壊するやうな態勢と緊密に連關しておるのであります。

以上挙げましたのは誠に特徴的な、二の例であります。インテリゲンチヤの自衛の背後に、インテリゲンチヤの國の國を賣る政策が着々と実行されつつある。このことを我々は指摘せざるを得ないのであります。即ち新しい貿易方式による輸入先行による協定貿易によりまして、外國の過剰生産物を輸入せんとし、外國の恐慌をさながらに國內に輸入せんとし、この貿易方式こそは日本經濟を外國独占資本へ従屬させざるを得ない、國內産業は、外資と結び付いたところの極く少数の独占資本以外に崩壊せざるを得ないといふところに特徴があるのであります。吉田内閣のこの買弁政策を最もはつきり現わしたものは、何と言つても昨日この議場におきまして通過を見ました外國為替及び外國貿易管理法と言わなければならぬのであります。

これら三つの案は、この法律によつて為替と貿易は、資金の豊富な外國銀行、外國商社に操られ、日本經濟全体が、外國、外商、及びこれと結んだ外資本に支配されることは余りにも明らかである。こうして吉田内閣の政策は實質的に特定國への道を進んでいくものと云わなければならぬのであります。吉田首相は本國會においてしばしば全面的調和を希望するといふことを述べられておる。果して然らばその裏付としての財政政策がどのように具體的に実施されておるかといふことが最も重要なところである。(そのやうに呼ぶ者あり)併しながら今年度のこの補正予算を以て見ましては、その片鱗をだに発見することが極めて困難だと言わなければならぬ。又吉田首相は、議會を云々すべきやないといふやうな自主的の再建なしに果してどのような全面的な調和が望まれるかといふことを、私は逆問したいのであります。従つて民族の自由独立政策は見せかけの空念仏に過ぎないことになる。我々は飽くまでボツダム宣言を守る義務と自由を有するものであるといふことをはつきり確信する。従つて全面的調和への態勢を整えるために、はつきり裏付けとしての經濟的措置を一日も早く確立すべきであることを、我々日本共産黨は強く主張するものであります。

こういふやうな意味におきまして、日本共産黨は本補正予算に對して全面的に反對し、強くその撤回を要求するものであります。(拍手)撤回か反對かどつちだ)と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤尚武君) 高橋啓君。

(高橋啓君登壇、拍手)

○高橋啓君 冒頭に各黨を代表して五人の討論の議員の方が立たれたのであります。或いは反對であり、或いは賛成であつても、その内容において、或いは賛成、或いは反對であるといふ事實に對して、先づ政府が反省しなければならぬといふことを申し上げて置きたいと思ふのであります。(そのやうに呼ぶ者あり、拍手)我が黨におきましては、本補正予算に對する内容の部門を指摘したいと思ふのであります。(拍手)併しながら予算不可分の理により止むを得ざることをここで申上げる次第であります。(氣の毒の至り)と呼ぶ者あり)

この二十四年度の予算補正は、國策の上から見て本予算に劣らない重要性を持つておるのであります。(然し、経済九原則並びにドッジ・ラインに沿つた上に、これを國のところに力を入れ過ぎて無理があつたところ、この收支の内容において國民が非常な不満を持つておつたのであります。參議院の予算委員會におきましては、少數の民自黨所屬の委員を除く全員で修正案を出したのであります。その内容を簡単に申上げますと、歳入の面においては、公共事業費の中に食糧増産の基的條件となる災害復旧や或いは土地改良の費用に足りぬ。これを増加し、地方配付税の配付金が足りないから、これを増加し、それから六・三制実施のために中学校舎屋建設の補助費を一文も設けておらないが、日本の六・三制教育完全実施のためにこれが障礙となるから、これを計上しようといふのであります。又歳入におきましては、所得税の見積りが多過ぎる。政府は國民所得が前年度より多くなつていくと考へるから、所得税に七割も大きく枠を設けた。私はその枠を設けることに非常な不安を持つたのであります。一応政府で設けた枠で地方税務官の目標を示し、その納税者に對して二無二課税技術においてこれを押付けておるのであります。そこに買取り戦法が起きて、今度の自然増収も、このやうな無理をした結果出て来た部分も相当あると考へるのであります。この際、我々はこの枠を減らせと言つたのであります。併しこれは結局最終にお

いて變更することなく、我々は國民の要望に應へるために最小限度の修正案を出したことは御承知のことと思ふのであります。併しながらこれに對しては手続上どうしてもできない事情がありまして、又政府はこれに對して協力をすることがなかつたのでありまして、遺憾ながらこれが閣内に消えてしまつたのであります。併しながらそれを若し政府が努力してこれが実施に當つたならば、今度の補正予算といふものは必要がなかつた。こう思ふのであります。(拍手)そのやうな關係から、この予算の補正は二十四年度の本予算以上に重要なものであります。この補正予算を添えて初めて二十四年度の本予算が調整されるというところができると思ふのであります。然るに、この予算を見ましたときに全く失望したのであります。一般會計の歳出補正の面を見まして、純支出の約半分に金庫の措置であります。特に食糧管理特別會計へ繰入れる百七十億余は、輸入並びに國內産食糧の手持ちに對するものであつて、これは金庫で措置され得るのであります。このような非常に緊急必要な資金を必要とする今日において、このやうなことに對して國税によつてこれを処理するといふことに對しては、我が黨は反對であります。又新炭特別會計に五十四億七千万圓を繰入れる問題であるが、新炭供給調節特別會計の内容を予算委員會の小委員會において具さに調査をいたしたものであります。かくのごとき事態に至つた原因は、民間事業經營上に見ることのできないやうな杜撰なものであります。特に事業の經理に何年か棚卸しをしたなかつた。帳簿の上の数字と現物との照合を行ななかつた。それによつて會計検査院も十分な検査ができなかつた。この問題に關しては、先程も言われたやうに刑罰問題も発生しておるのであります。そのやうな製炭者或いは集荷者等が非常な苦痛を蒙つておるのであります。内容は極めて複雑であつて、予算に組み入れるためには熟しておらない事項であつたと思ひまして、

思ふのであります。(そのやうに呼ぶ者あり、拍手)我が黨におきましては、本補正予算に對する内容の部門を指摘したいと思ふのであります。(拍手)併しながら予算不可分の理により止むを得ざることをここで申上げる次第であります。(氣の毒の至り)と呼ぶ者あり)

この二十四年度の予算補正は、國策の上から見て本予算に劣らない重要性を持つておるのであります。(然し、経済九原則並びにドッジ・ラインに沿つた上に、これを國のところに力を入れ過ぎて無理があつたところ、この收支の内容において國民が非常な不満を持つておつたのであります。參議院の予算委員會におきましては、少數の民自黨所屬の委員を除く全員で修正案を出したのであります。その内容を簡単に申上げますと、歳入の面においては、公共事業費の中に食糧増産の基的條件となる災害復旧や或いは土地改良の費用に足りぬ。これを増加し、地方配付税の配付金が足りないから、これを増加し、それから六・三制実施のために中学校舎屋建設の補助費を一文も設けておらないが、日本の六・三制教育完全実施のためにこれが障礙となるから、これを計上しようといふのであります。又歳入におきましては、所得税の見積りが多過ぎる。政府は國民所得が前年度より多くなつていくと考へるから、所得税に七割も大きく枠を設けた。私はその枠を設けることに非常な不安を持つたのであります。一応政府で設けた枠で地方税務官の目標を示し、その納税者に對して二無二課税技術においてこれを押付けておるのであります。そこに買取り戦法が起きて、今度の自然増収も、このやうな無理をした結果出て来た部分も相当あると考へるのであります。この際、我々はこの枠を減らせと言つたのであります。併しこれは結局最終にお

いて變更することなく、我々は國民の要望に應へるために最小限度の修正案を出したことは御承知のことと思ふのであります。併しながらこれに對しては手続上どうしてもできない事情がありまして、又政府はこれに對して協力をすることがなかつたのでありまして、遺憾ながらこれが閣内に消えてしまつたのであります。併しながらそれを若し政府が努力してこれが実施に當つたならば、今度の補正予算といふものは必要がなかつた。こう思ふのであります。(拍手)そのやうな關係から、この予算の補正は二十四年度の本予算以上に重要なものであります。この補正予算を添えて初めて二十四年度の本予算が調整されるというところができると思ふのであります。然るに、この予算を見ましたときに全く失望したのであります。一般會計の歳出補正の面を見まして、純支出の約半分に金庫の措置であります。特に食糧管理特別會計へ繰入れる百七十億余は、輸入並びに國內産食糧の手持ちに對するものであつて、これは金庫で措置され得るのであります。このような非常に緊急必要な資金を必要とする今日において、このやうなことに對して國税によつてこれを処理するといふことに對しては、我が黨は反對であります。又新炭特別會計に五十四億七千万圓を繰入れる問題であるが、新炭供給調節特別會計の内容を予算委員會の小委員會において具さに調査をいたしたものであります。かくのごとき事態に至つた原因は、民間事業經營上に見ることのできないやうな杜撰なものであります。特に事業の經理に何年か棚卸しをしたなかつた。帳簿の上の数字と現物との照合を行ななかつた。それによつて會計検査院も十分な検査ができなかつた。この問題に關しては、先程も言われたやうに刑罰問題も発生しておるのであります。そのやうな製炭者或いは集荷者等が非常な苦痛を蒙つておるのであります。内容は極めて複雑であつて、予算に組み入れるためには熟しておらない事項であつたと思ひまして、

我が党はこれに對して反對をいたして
おるのであります。併し私共は、後か
ら結果を申上げるのであります。何
故にこのやうな予算に賛成をしなけれ
ばならぬか。たかについて申上げた
と思ひます。(それを聞こう)と呼ぶ
者あり)

第一に、若しこの二十四年度予算に
對する補正予算が通らなかつたとき私共
は既定の場合はどういうことになる
か。これより、これより、これより
二十四年度の本予算が実施されること
なるのであります。(民自党ではそう
だ)「やり直しするのだよ」と呼ぶ者
あり)「やり直しするのだよ」と呼ぶ者
あり)一日も早く補正予算を通過して、支
拂すべきものは支拂つて貰いたいとい
う希望があるのであります。私共は
この希望を達成するに、(民主党的迷
惑を考へて)「民主党的迷惑だ
よ」と呼ぶ者あり)この意味において賛
成をせざるを得ないのであります。

それから第二は、本補正予算は特
別な性格を持つておられて、二十五
年度の予算に關連を持つておられて、
ありますから、私共はここで解決する機
会もあると考へておるのであります。
(民主党的反對したつて駄目だよ)と
呼ぶ者あり)さういふ意味では賛成
せざるを得ないのであります。我が
党はこのやうな條件を政府に提出し
たいと思つておるのであります。

先ず、年々金融政策を早急に樹立し
て貰いたい。災害復旧土地改良の費用
の増額をして貰いたい。新制中学校校
舎の建築の補助を増額して貰いたい。
失業対策についてはつきりした方策を
講じて貰いたい。(誰が決めるのだ)と
「国会が決めるのだよ」と呼ぶ者あり)
又課税の適正公平を期する方策を講じ
て貰いたい。この條件を附したもので
我が党はこの予算案に賛成いたします
のであります。(拍手)

の討議をいたします。(拍手、笑聲)
現下の日本の置かれておるやうな状
態は、敗戦四年有半、世界の國々で一
番貧乏な國であるといふ事實をはつき
りと國民も、私も、政府も、認識して
おる筈であります。親が貧乏で子供達
に金が出せない、無いは出せない
からといふので、子供も親の意見に従
つてゐるといふのが私の家庭だ。私は
寺小屋で學んでゐる。吉田總理と雖も
四國の山奥のバラックの學校で勉強し
たまなくやならん。艱難を玉にす
まなく言葉があらう。國がすでに敗
戦で非常な貧乏したんだから、大いに
苦勞して、さうして偉くなるといふ
やうな方策を立てなければいかん。私
は固く信じております。(その通り)と
呼ぶ者あり)曾て西郷南洲翁が明治維
新に人氣があつたのは、耕の耨物を着
て、六疊一間で、繁榮を極める生活
をなかつたところに西郷南洲翁の偉大
さはどうだ。と呼ぶ者あり)小川友三
はどうか。と呼ぶ者あり)税務が下
し、この補正予算案に對しては、民
衆に命がけで聞つたといふことは、民
多の諸公ばかりでなく、相當國民の
大勢が敬意を表してゐるのには紛れ
ない事實です。(笑聲、拍手)

現下の日本の状態は、戦いで敗れて
四つの島に閉じ込められてゐるやう
なことを國民は忘れて、戦後九百五十
万人の赤やんを増産をして、住宅は
三百五十万戸足りない、着る着物に足
りない、食糧が三千万人分足りない
といふやうな、この状態を無視して、
産めよ殖やせよと、どん／＼産んで
おる。どこの保健所へ行つても妊娠五
月以上の母子手帳を持つてゐる女の
人約五百万人のお腹の大きい女性が
いらつしやる。こゝろいふやうな状
態で人間を増産すれば、新憲法によ
つて基本的人権はがらつき、博愛、
勤勞といふのだから米を配給しない
といふわけには行かない。平等に配給
をする。負担が重なる。そこで大蔵大
臣が如何に財政の大家と雖も、戦後

引揚同胞が六百二十五万を突破し、赤
ぢやんは九百五十万人を増加し、又今
日もこうして話してゐる間にどん／＼
どん／＼人間ができて来るんだ。この
状態では吉田總理が七十二歳の老軀を
提げて如何に努力しても、國民各自各
自が三年や五年間くらいは子供を産ま
ないやうな、産兒制限の經驗を提げて
やらなければ、どの内閣が出て、こ
の予算問題では非常に苦しいでしま
うといふことを認識しなければならぬ
私は思ふのであります。それで現在木
村先生から空椅子算といふことを聞
きました。これは空椅子ではない。現在
の吉田内閣がつておるこのやうな
予算案は、國際信用を高めるために緊
縮政策のやうな点を取り、國際信用を
高めて外資を導入し、只見川の電
氣の本であります。即ちその資本をア
カのウエスティングハウスの会社
でどん／＼入れることを決めてゐる
ではないか。そして日本の現在の状態
の實際の水準に上上げて、さうして八
千二百萬同胞の幸福を圖するといふ
吉田總理の肚に間違いない。現在の
内閣の政策は、私は民自党員ではあ
りませんが、みずから超民主黨員を以
て任じておられます。(笑聲)現在戦
に敗れたところの日本の状態を本
に救済するのは、この補正予算で以
て十分である、満点である。姑く
爪楊枝で突つつけば多少欠陥はある
かも知れないが、先ず大体において満
点をつけて差上げたといふ私はさう思
ひます。(拍手)「これは参議院だ
よ」(参議院の広場やれ)と呼ぶ者あり)お
かしなことを言ふな。(笑聲)

この補正予算で教育問題に足りな
い、教育費が足りないといふやうが、こ
の批判といふ問題につきましては私は厳正
な批判をいたしますが、明治初年二
三制はどうか。と呼ぶ者あり)伊藤博文
公がいた時分も、伊藤博文公の政治で
も日本人全部が米を食つてゐたわけ
ではない。伊藤博文公の時分には麦飯
でありました。伊藤大宰相よりこの吉
田大宰相の政治の方を私は遙かに善政
であるといふことをこの際申上げたい

のであります。(拍手、笑聲、「どこが
満点か明らかにし給へ」と呼ぶ者あり)
大津満点に付けた。そこで今回の補正
予算の三案につきましては、私は満腔
の敬意を表しまして賛成をするもので
あります。(拍手)

○議長(佐藤武蔵) これにて討論の
通告書の發言は全部終了いたしました
た。討論は終局したものと認めます。
これより三案の採決を行います。
三案全部の問題に供します。三案の表
決は記名投票を以て行います。三案に
賛成の諸君は白色票を、反對の諸君は
青色票を、御登壇の上御投票を願ひ
ます。氏名点呼を行います。議場の閉鎖
を命じます。

○議長(佐藤武蔵) 投票漏れはござ
いませんか。投票漏れはないと認め
ます。これより開票いたします。投票
を計算いたさせます。議場の閉鎖を命
じます。

○議長(佐藤武蔵) 投票の結果を報
告いたします。投票総数七百七十四票、
白色票、即ち三案を可とするもの百二
十七票、(拍手)青色票即ち三案を否と
するもの四百四十七票、(拍手)よつて三案
は可決せられました。(拍手)

(参照)
賛成者(白色票)氏名 百二十七名
小川 友三君 赤木 正雄君
赤澤 與仁君 井上 正三君
岩本 月洲君 宇都宮 登君
梅原 眞隆君 加賀 操君
坪井 庫治君 鎌田 逸雄君
河井 常吉君 小下 辰雄君
小宮山 常吉君 小林 米三郎君
西郷 吉之助君 島津 忠彦君
鈴木 直人君 高田 寛君
高橋 龍太郎君 伊達 源一郎君
田中 耕太郎君 田村 文吉君
野田 俊作君 早川 慎一君
久松 定武君 藤井 丙午君

○議長(佐藤武蔵) 投票の結果を報
告いたします。投票総数七百七十四票、
白色票、即ち三案を可とするもの百二
十七票、(拍手)青色票即ち三案を否と
するもの四百四十七票、(拍手)よつて三案
は可決せられました。(拍手)

○議長(佐藤武蔵) 投票の結果を報
告いたします。投票総数七百七十四票、
白色票、即ち三案を可とするもの百二
十七票、(拍手)青色票即ち三案を否と
するもの四百四十七票、(拍手)よつて三案
は可決せられました。(拍手)

○議長(佐藤武蔵) 投票の結果を報
告いたします。投票総数七百七十四票、
白色票、即ち三案を可とするもの百二
十七票、(拍手)青色票即ち三案を否と
するもの四百四十七票、(拍手)よつて三案
は可決せられました。(拍手)

藤野 繁雄君 帆足 計君
矢野 西陽君 村山 義一君
山本 勇造君 阿竹 恒君
飯田 精太郎君 伊藤 保平君
奥 むめお君 岡本 愛祐君
岡 義人君 小野 義男君
九鬼 十郎君 大屋 晋三君
來馬 琢道君 新谷 軍次君
宿山 壽彦君 森田 三郎君
松嶋 喜作君 森田 三郎君
小林 英三君 玉置 吉之丞君
寺尾 喜章君 徳川 宗敬君
玉屋 喜章君 水久 保正君
徳川 貞直君 堀越 儀郎君
種積 貞六郎君 堀越 儀郎君
町村 敏實君 松井 道夫君
田口 政五郎君 岡田 喜久治君
團 伊能君 渡邊 基吉君
横尾 豊君 中川 以良君
寺尾 豊君 大野 秀次郎君
遠山 丙三君 加藤 太次郎君
西川 昌夫君 池田 幸五郎君
淺岡 信夫君 西川 幸五郎君
堀 末治君 西川 幸五郎君
大島 定吉君 鈴木 安幸君
黒田 英雄君 平沼 太郎君
草葉 隆圓君 石坂 豊一君
柴田 政次君 小杉 繁安君
板谷 順助君 今泉 政喜君
松野 喜内君 黒川 武雄君
石川 準吉君 紅 露一君
深川 タマエ君 木内 千代子君
藤井 新一君 深水 六郎君
藤原 市三君 北村 一男君
左藤 義治君 西山 幸平君
橋本 義三君 佐々木 康誠君
橋本 義三君 佐々木 康誠君
重宗 三三君 山田 佐一君
小串 清三君 尾形 六郎兵衛君
大隅 憲二君 谷口 三郎君
田中 信義君 星 七郎君
前之園 喜一郎君 高橋 啓君
入交 太蔵君 鈴木 順一君
門屋 盛一君 林屋 龜次郎君
岩井 哲夫君 稻垣 平太郎君
岡村 文四郎君

○議長(佐藤武蔵) 投票の結果を報
告いたします。投票総数七百七十四票、
白色票、即ち三案を可とするもの百二
十七票、(拍手)青色票即ち三案を否と
するもの四百四十七票、(拍手)よつて三案
は可決せられました。(拍手)

反対者(青色)氏名 四十七名

島田 千壽君 村尾 重雄君
塚本 重雄君 大島 農夫雄君
岩崎 正三郎君 島 清君
山田 寅男君 天田 勝正君
吉川 末次郎君 羽生 三七君
内村 清次郎君 栗山 良夫君
下村 恭兵君 河野 正六君
和田 博雄君 板野 勝次君
細川 嘉六君 中野 重治君
岩間 正男君 兼岩 傳一君
鈴木 清一君 水橋 藤作君
木村 精八郎君 堀 眞雄君
赤松 常子君 池田 恒雄君
星野 芳樹君 太田 敏兄君
小泉 秀吉君 大野 幸一君
千田 正君 藤田 芳雄君
羽仁 五郎君 伊藤 修君
森上 政一君 中平 太郎君
川上 嘉君 佐々木 良作君
中村 正雄君 原 虎一君
梅津 錦一君 若木 勝哉君
三木 治朗君 木下 源吾君
門田 定藏君 河崎 ナツ君
鈴木 憲一君 河崎 ナツ君

○議長(佐藤 謙吉君) 本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時四十七分散会

○本日の会議に付した事件

- 一、日程第一 旧軍関係債権の処理に関する法律案
- 一、日程第二 復興金融庫法の一部を改正する法律案
- 一、日程第三 復興金融庫に付する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、日程第四 価格調整公団法の一部を改正する法律案
- 一、日程第五 私立学校法案
- 一、日程第六 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案
- 一、日程第七 図書館運営委員長報告
- 一、日程第八乃至第十の諸願

出席者は左の通り。

- 議長 佐藤 謙吉君
副議長 松嶋 喜作君
- 一、日程第一乃至第十六の諸願
 - 一、日程第十七乃至第三十七の諸願
 - 一、日程第三十八乃至第四十四の諸願
 - 一、日程第四十五乃至第五十三の諸願
 - 一、日程第五十四乃至第六十の諸願
 - 一、日程第六十一乃至第七十三の諸願
 - 一、日程第七十四乃至第九十三の諸願
 - 一、日程第九十四乃至第一百零三の諸願
 - 一、日程第一百零四乃至第一百零七の諸願
 - 一、日程第一百零八乃至第一百三十の諸願
 - 一、日程第三十一及び第三十二の諸願
 - 一、日程第三十三乃至第四十三の諸願
 - 一、日程第四十四乃至第六十九の諸願
 - 一、日程第七十乃至第九十七の諸願
 - 一、日程第九十八乃至第一百五十三の諸願
 - 一、日程第一百五十四乃至第二百五十二の諸願
 - 一、日程第二百五十三乃至第二百五十六の諸願
 - 一、日程第二百五十七乃至第二百六十の諸願
 - 一、日程第二百六十一乃至第二百六十七の諸願
 - 一、日程第二百六十八乃至第二百七十五の諸願
 - 一、日程第二百七十六乃至第二百八十一の諸願
 - 一、昭和二十四年度特別会計予算補正(第一号)
 - 一、昭和二十四年度政府関係諸子算補正(機第一号)

議員

小川 友三君 赤木 正雄君
赤澤 興仁君 井上 正雄君
岩本 月州君 宇都宮 登君
梅原 眞隆君 江原 哲翁君
加賀 操君 河井 彌八君
鎌田 逸郎君 小宮 常吉君
木下 辰雄君 西郷 吉之助君
島津 忠彦君 高橋 龍太郎君
竹下 寛君 高橋 龍太郎君
伊達 源一君 田中 耕太郎君
田村 文吉君 早川 俊作君
波多野 林一君 藤井 俊一君
久松 定武君 三島 通陽君
北條 秀一君 山崎 義一君
宮城 泰三君 阿竹 廣次郎君
山本 通造君 飯田 精太郎君
安部 守君 奥 むめお君
伊藤 保平君 岡元 義人君
小野 幸吉君 九鬼 敏十郎君
楠見 義男君 來馬 琢道君
大屋 晋三君 中山 壽彦君
島村 軍次君 宿谷 榮一君
新谷 實三郎君 川村 松助君
森田 豊壽君 小林 英三君
玉置 吉之丞君 寺尾 博君
徳川 宗敬君 西田 天香君
徳川 喜貞君 水久 保基君
徳川 頼貞君 堀 政二君
堀 眞六郎君 堀 政二君
町村 敬貴君 松井 道夫君
田口 政五郎君 岡田 喜久治君
渡邊 基吉君 園田 喜久治君
中川 以良君 横尾 龍君
大野 秀次郎君 遠山 豊君
加藤 常太郎君 西川 昌夫君
池田 宇右衛門君 堀 信夫君
西川 基五郎君 堀 信夫君
鈴木 安孝君 堀 信夫君
平沼 彌太郎君 堀 信夫君
石坂 豊一君 堀 信夫君
小杉 繁安君 堀 信夫君
今泉 政喜君 堀 信夫君

黒川 武雄君 石川 進吉君
紅 武雄君 深井 マエ君
木内 キヤウ君 藤井 新一君
深水 六郎君 平岡 市三君
北村 一男君 藤森 眞治君
佐々木 義雄君 西川 龜七君
橋本 萬右衛門君 伊東 隆治君
佐々木 謙三君 淺井 一郎君
重宗 雄三君 山田 佐一君
小島 清一君 尾形 六郎兵衛君
大隅 憲二君 木内 四郎君
木村 三郎君 田中 信儀君
櫻内 辰郎君 小川 哲夫君
谷口 彌三郎君 小川 哲夫君
前之園 喜一郎君 竹中 七郎君
入交 太蔵君 高橋 啓君
小林 勝馬君 大隈 信幸君
小島 盛一君 平野 善治郎君
鈴木 順一君 村尾 重雄君
鈴木 順一君 池田 七郎兵衛君
岩崎 正三郎君 大島 農夫雄君
山田 光次郎君 林屋 範次郎君
山田 宗次郎君 稲垣 平太郎君
岡田 宗次郎君 天田 勝正君
吉川 末次郎君 羽生 三七君
下村 恭兵君 栗山 良夫君
細川 嘉六君 板野 勝次君
岩間 正男君 兼岩 傳一君
鈴木 清一君 堀 眞雄君
木村 精八郎君 堀 眞雄君
赤松 常子君 池田 恒雄君
星野 芳樹君 太田 敏兄君
金野 秀吉君 カニ 邦彦君
小泉 秀吉君 大野 幸一君
千田 正君 羽仁 五郎君
藤田 芳雄君 青山 正一君
森上 政一君 中平 太郎君
川上 嘉君 佐々木 良作君
中村 正雄君 原 虎一君
梅津 錦一君 若木 勝哉君
三木 治朗君 木下 源吾君
門田 定藏君 河崎 ナツ君
河崎 ナツ君

岩男 仁蔵君 鈴木 憲一君
岡村 文四郎君
内閣総理大臣 吉田 茂君
外務大臣 堀田 勇人君
法務大臣 池田 勇人君
大蔵大臣 高橋 貞二君
文部大臣 稲垣 平太郎君
通商産業大臣 大屋 晋三君
運輸大臣 小澤 重喜君
郵政大臣 鈴木 正次君
労働大臣 益谷 秀次君
建設大臣 青木 孝義君
国務大臣 木村 小左衛門君
国務大臣 山口 喜久一郎君
政府委員 水田 三喜男君
大蔵政務次官 高橋 啓君
国務政務次官 矢野 西雄君
厚生政務次官 賀来 才二郎君
労働事務官 賀来 才二郎君
文部事務官 辻田 力君
調査局長

定価 一部 四円五十銭
送料 別
東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇〇 官報課